

## 農村経済更生運動と郷土教育

——近代学校教育体制の現代的「転換」：教育民俗学の試み(2)——

杵 淵 俊 夫\*

(平成11年4月21日受理)

### 要 旨

前稿(本『紀要』第18巻第1号所収)は、わが社会における学校教育とムラの成員形成の民俗との相互浸透の第三の画期として、1930年前後の時期を指摘したが、本稿はこの時期に各地の学校で広く展開された郷土教育運動に注目して、それが近代教育史において有する決定的な意味を明かにしようとするものである。本稿は、その内容と方法において或る理想的な教育のあり方を前提しつつ、その観点から郷土教育運動(の諸形態)を欠陥に充ちた、失敗した試みであったと見なすような立場はもはやとらない。そうではなくて、本稿は、わが社会が全体としてその生活様式を近代的なものから現代的な様式へと転換しつつあった、この同じ時期に、農村経済更生運動と呼ばれる農本主義の社会運動の一端を担うものとして展開された、郷土教育運動が、明治初年以來の学校教育のあり方——専ら臣民の啓蒙や教化をめざして繰り広げられた中央集権的な近代学校教育、ムラ人の生活現実から遊離して形骸化していた学校教育——を、教師とムラ人の協力の下に、その教育の内容と方法においてどのように「地方化・実際化」しようとするものであったのか、具体的に指摘しようとするものである。

### KEY WORDS

郷土教育                      native land education                      村落共同体                      a rural community  
昭和(農村)恐慌              World Depression                      農本主義                      the "agriculture-first" principle

### 序：郷土教育運動に注目する本稿の視点

——郷土教育運動は近代学校教育に如何なる意味の現代的転換をもたらしたか——

前稿(本『紀要』第18巻第1号所収)の末尾で、学校教育がムラの人々の日常生活の伝統的な成員形成の民俗に接触し、それらと相互に働きかけ合い、それ自ら幾多の影響を蒙りながら、次第に人々の生活様式に浸透していく、その過程に注目して、私は、その相互浸透の画期となる四つの時期を提示した。そして、その第三の画期として掲げたのが、わが社会に学校教育が「定着」するに至ったと言われている1930年前後の時期であった。本稿は、この時期に考察の焦点を当てたものである。

この時期は、わが国を「世界恐慌」が襲い、繭・米・炭等の価格の暴落を通じて農村社会が破滅的な打撃を受けて、耕作者・農民たちが小作争議へ、次いで「自力更生」=「農村経済更生」

---

\* 教育基礎講座

運動へと立ち上っていく時期である。農民生活と農村財政の破綻は当然、その直接の負担によって成り立つ村の学校経営の危機でもあった。しかし、学校＝教師の教育活動はむしろ、そうした未曾有の窮境の下で初めて、ムラ人の生活の具体的な過程に積極的に関わり、強い結びつきを持つものとなっていく。学校と教師は、村の「経済更生計画」において、その四部門の一つ、「教化」部門を担う機関として位置づけられて、その役割を果たしている<sup>(1)</sup>。一方、この時期に特有の教育活動の形態として、文部省の支援の下に、「官許の唯一の自由教育」として、全国の学校現場を風靡したのが「郷土教育」運動であった。だから、郷土教育は、政府（農林省と内務省）が当面の焦眉の政策として、総力を傾けて推進した「経済更生」運動の一環を成すものであって、文部省の一政策として積極的に展開されたものであるということが出来る<sup>(2)</sup>。

ところで、既に繰返し指摘されているように、農業恐慌の打撃と破綻から農村自治体＝「行政村」の行財政、ひいては村と農家の農業生産と生活の体制それ自体を復興しようとする、「経済更生」運動においては、恐慌の打撃が決定的で壊滅的であったが故に、村も農家も、単なる応急の一時的な外部機関の財政・経営上の救済策への依存や、生産技術の個々の改良というような種類のもので、事態をしのぎ切ることはもはやできなかった。そこでは、村と農家の「経済」、生産活動と財政運営における「自力更生」の必要性が痛感され、経済活動におけるそうした「自力更生」の前提として、ムラ人の精神態度における「更生」、日常生活を自ら規律する「道徳」への覚醒が力説された。「経済更生運動は、一面精神更生運動である。この二つは恰も楯の両面のごとく絶対に分立することを許さない同一物」だと考えられていたのである<sup>(3)</sup>。

さて、ここで肝心なことは、「経済更生」運動が、明治初年以來の「近代的」な内務省の地方統治策や農林省の農業政策を原理的に否定して、新たな政策体系を創設しようとする、政府当局の志向と政策的枠組みとを明らかに含んでいる、ということである。部落＝ムラの共同生活は、明治20年代初めの「町村制」以来中央政府権力がその存在意義を一貫して否定してきたものであるが<sup>(4)</sup>、「経済更生」運動においては今度は、運動そのものの成否の鍵を握るもの、その基礎的な実行組織（「農事小組合」や「常会」）となるものとして、再びその固有の存在と働きを確認されて注目されている。また、行政村の指導体制についても、大地主＝名望家層の伝統的權威に基づく共同支配の体制への、政府の従前のような自明の支持が撤回されて、（各ムラの農民の多様な利害関係や生活関心を熟知して、現実的な政策形成や利害調整の能力を有する）中農＝直接生産者出身の、いわゆる「中心的人物」の主導権が確立されるに至り、それを支える各部落の若手「中堅人材の練成」が運動推進の焦点となっている<sup>(5)</sup>。こうした根本的な政策転換の動向の底流には勿論、1920年代以来全国農村で高揚するに至った小作争議を通じての農民たちの組織力、発言力の強化や、1925年以後の男子普通選挙権の定着の過程がある。他方、「経済更生」運動の過程では、農業政策（農林省）が働きかける直接の対象は、もはや大土地所有者＝寄生地主やその団体・「農会」でも、彼らが担う（官僚組織の末端機関の）行政村指導部でもなくて、各部落の耕作者、自作農・小作農たちであった。そこでは、寄生地主の私利私害に任せた経営からムラの耕作者たちの生産と生活を守る政策が一貫して遂行され、「産業組合」の組織・活動の普及と組合員の相互支持の充実をめざして、「自作農創設」政策が追求されている。寄生地主の所有権を抑制して耕作者・中小農民の立場を強化せんとする、この種の政策は、その後戦時食料増産体制の本格化とともに一貫して体制化されていく。

勿論「経済更生」運動は、寄生地主の大土地所有を否定する政策でもなければ、小作農の利害を支持して、農民組合の小作争議を容認しているものでもない。「経済更生」運動は、むしろ、

全国的にいよいよ頻発し泥沼化していく小作争議への終始一貫した容赦のない弾圧を背景として成り立っている。この運動の真のねらいは、地主との敵対関係を深めて、部落＝ムラの生産活動や生活に対立を持ち込む、小作農たちの鋭い問題関心を（彼ら自らが納得し得るような形をとって）逸らし、それを再びムラの生産活動の協同と生活の相互扶助の体制へと転換させることにある。だから、生産＝労働過程の基本的前提を成す、地主－小作の具体的な生産諸関係から眼を逸らせて、（産業組合活動を主要な手段として）専ら労働諸過程の技術的な合理化と労働強化を通じて生産・収益の増大を図ろうとする、「経済更生」運動は、小作農の権利と利害を一貫して主張する農民運動の立場——自作農創設法の「欺瞞」!、「耕作権の確立」!：「日本農民組合第六回全国大会1927宣言草案」——から見れば、農村の生産と生活が直面している事態を「精神主義」的に歪曲し矮小化するもの、いわゆる「生産力主義」に立つものであって、結局農民運動を否定して、それと敵対する立場をとるもの、である<sup>(6)</sup>。

さて、「経済更生」運動が、その全体の構造として、もともとこのような——部落の直接生産者＝農民の利害と関心を無視して、彼らを統治や啓蒙・教化の単なる客体と見なして一方的に支配する…という、近代的な中央集権的支配のゆきづまりの事態に気づいて、それを再編せんとする——政策上の意図と枠組みとを含んで成り立っているものだとすれば、直ちに次のような問いが浮上する。即ち、まさにそうした「経済更生」運動の一構成部分として推進された郷土教育運動は、やはりまたそれと同じ性格と枠組みとを帯びることなく成り立っているのだろうか、成り立つことができるであろうか？ この種の問いに対する答えは、勿論否である。そして、そうだとすれば、郷土教育運動もまた、明治初年以來の教育体制、つまり民衆を啓蒙、教化して、ひたすら中央政権の支配に帰順させるための機関として機能してきた、わが国近代学校教育がもはや根本的なゆきづまりに直面していることを認めて、それを再編しようとする契機を含んで、成り立っている…はずである<sup>(7)</sup>。ところで、それでは、その種の契機、メカニズムは、郷土教育運動のどの部分に、如何なる意味において、見出されるであろうか？ この問いに答えることが、本稿の課題である。

勿論、郷土教育運動もまた、「経済更生」運動と同様、労働者階級としての自らの立場にめざめて、組織的に結集し、階級的な闘争へと立ち上がろうとする、教師たちの問題関心を逸らせて、（支配体制と教育行政当局にとって無害であるような）別の種類のものへと転じることを、その一つの基本的な枠組みとしている。だから、文部省自らの積極的な支援と庇護の下で郷土教育運動がめざましい勢いで各地に展開していく、その同じ時期にはまた、文部省の「危険思想根絶・日本精神文化の闡明」の政策が強化されて、その指揮下に各府県で教員の「思想問題対策」が徹底して遂行され、教員組合運動や「新興教育」運動、さらには「生活綴方」運動に参加していく教師たちへの容赦のない弾圧が一貫して行われている<sup>(8)</sup>。同じ時期の一個同一の事態を構成している、別のこうした一面を、本稿は無視するものでは決してない。しかし、歴史的事実のこうした別の一面を確認することと、前述の如く、郷土教育運動のうちに近代学校教育体制を現代社会に向かって転換していく契機を認めることとは、勿論矛盾することでは必ずしもない。何故なら、それが一時期のできごとであったとはいえ、郷土教育運動は、全国の教師たちに熱い期待を以て迎え容れられ、教育に打ち込む彼らのエネルギーをそれなりに解放して、彼らを結集する一つの一般的な実践形態として成り立つに至ったのだからである。「官許の唯一の新（自由）教育」という、郷土教育運動への古くからの評言は、この運動が孕んでいるこうした微妙な両面性（〈官許の〉 vs. 〈新しい（自由な）〉）を的確に示唆している。

## (1) 「精神作興」運動としての農村「経済更生」運動

郷土教育運動は、前述の通り、恐慌の打撃に苦しむ農村の救済をめざした、政府挙げての「救農」政策の一つの柱、「経済更生」運動と結びついて、その一環として行われたものである。したがって、「(「経済更生」運動の展開過程とその結果を詳細に検討することは、本稿の手に余る別個の主題として、ここでは措くとしても)、郷土教育運動の考察に入り込む前に、この「経済更生」運動の基本的傾向ないし構造的特徴を、必要な限り明らかにしておかなければならない。

いわゆる「六三・救農議会」(1932年)が「救農」の二つの柱として設定した政策が、「時局匡救土木事業」と「農山漁村経済更生計画」であった<sup>(9)</sup>。前者は、「主として貧農層に雇用機会を与えて、農村救済運動突発の基盤であった農家経済の窮迫を和らげようとするものであり、後者が自力更生に直結していた」が、政府・財政当局の基本的立場は、勿論、「今日の時局に善処するには、国民が単に政府の施設のみに依頼するが如きことがあっては、到底所期の効果を取むることは出来ないのでありまして、国民自身自力更生の意気を以て、難局打開に邁進するの用意がなくてはならぬ」(第六三議会・高橋蔵相財政演説)ということにあった<sup>(10)</sup>。前者、つまり救農土木事業は、「1932-1934年度のむこう3ヵ年間に、政府予算から6億円、低利資金の融通により地方財政から2億円、計8億円を支出しようという」時局匡救事業の大部分を占めるものとして計画されたものであるが、1932年度・163百万(全歳出の8.3%)、1933年度・213百万(同、9.4%)、1934年度・145百万(6.7%)、1935年度・40百万円(1.8%)と支出されて、その後は打ち切られてしまっている。1931年9月の満州事変以後中国大陆で拡大していく戦局の下で、「満州事変費」と「兵備改善費」を柱にうなぎ上りに増大していく軍事費の支出のために、ただでさえ極端な(1933年度、4割)赤字公債依存の財政が「それだけで手一杯になりつつあったからである」<sup>(11)</sup>。軍事費は、1934年度に全歳出の48.9%、1935年度に52.1%を占めるに至っている<sup>(12)</sup>。また、農林省関係の土木事業費では8割、内務省関係の農村振興土木事業費では4-5割を労賃費が占めると推定されていたが、年間10-15億円の農産物収入と4億円の労賃収入を失った農民に対する救済策としては、(実際の具体的な土木工事の諸過程での種々の浪費や目減り効果を度外視するとしても)その効果は極めて不十分で、疑問の多いものであった<sup>(13)</sup>。

さて、救農土木事業と農村「経済更生」計画とが農村救済の「二つの柱」であるとはいっても、このようなわけで、「もとより予算面では、後者はわずかに行政費で事足るものであり、財政当局からいえば、土木では国庫の身銭を切るが、あとは〈自力〉でという組み合わせである。しかして救農土木の方は前述のようにわずかに三ヵ年で打ち切りとなるのに反して、経済更生運動の方はその後ますます力を注がれることになり<sup>(14)</sup>、結局「農村救済政策から救農土木事業は事実上姿を消し、経済更生運動が農業政策の中核に位置することとなった」<sup>(15)</sup>。

救農土木事業が打ち切られて姿を消し、「経済更生」運動が農村復興の農業政策の前景に登場してくる…といっても、それは、政府・財政当局の側からみても、復興現場のムラ人の立場からみても、農村救済政策における基本的な方針の決定的な転換を意味するものでは必ずしもない。政府・財政当局は、既述の通り、「国民自身の自力更生」こそが農村復興の基本路線なのだ、と初めから考えていた。だから、「この政策は、ひとつひとつばらばらにおこなわれてきた救済政策を〈村づくり〉の形で総合して効果をあげようとする狙いもつ」ものであった<sup>(16)</sup>。肝心な

のは、勿論、復興の現場、農村の人々の見方である。伝統的に地主勢力の意向を代表してきた帝国農会は、既に30年の農村不況打開運動の決議において、「甲、政府ニ要望スル事項」とともに、「乙、農会自ラ行フベキ事項」として、「自給主義・勤労主義」に基づく「農村計画ノ樹立」を提言している。32年5月には、「農村自治」論で名を馳せた農本主義者、山崎延吉（元会長）の影響下にある兵庫県農会が、「現下農村不況の打開進展を図るには飽く迄農家の萎靡退嬰気分を一掃し自力更生意識を喚起高調するを以て最大急務なり」として、「農人自力更生祭」を開催している。「自力更生」ということばの使用はここに始まると言われている。農会の系統的組織を通じて農民たちをこうした「自力更生」の運動へと確実に組織し参加させつつあった、近畿諸県の農会の動向を全国的規模の運動へと転化させる一方、政府を動かして諸種の農村救済・補助策を発動させるというのが、要するに当時の帝国農会の基本戦略であった<sup>(17)</sup>。一方、小（耕作）地主、自作、自小作、小作等の農民の農家経済の窮迫を救済するために展開されたのが、権藤成卿・橘孝三郎・長野朗等の率いる自治農民協議会の「農村救済請願運動」であったが、例えば、権藤（『農村自救論』、1932.7.）の基本的見解はもともと——「単に政府の施設のみに依頼する」ことをめざすものでは決してなくて——「村落自治」の確立を通じて「農民の自救の道」を追求することであった<sup>(18)</sup>。自己革新、さらには何らかの社会改革、つまり「農村の改造＝更生」を伴わずに済むような農村と農業の復興・再建はもはやあり得ないということは、農業恐慌の余りにも深刻な打撃に直面した、この時期の農村の状況下では、誰の眼にも明らかであったのである。

かくして、政府・農林省の支援の下に、地主層の支持を受けて、小・耕作地主や自作農層を主たる担い手として、各地の農村で「自力更生」の農村復興「計画」が立案されて、その実現の努力が着手される。この「自力更生」＝「経済更生」運動が、自らと敵対する立場に立つものと見なしていた運動は、既述の通り、小作争議を非妥協的に闘い抜こうとする農民組合と小作農民らの運動であった。政府（農林省、内務省等）が、農民組合の小作闘争を危険で破壊的なものと見なして、治安立法と警察力を総動員して、それを至るところで一貫して徹底的に弾圧し解体に追い込む一方、小作争議激化地域に「自作農創設」資金を集中的に投下して、争議参加農民の上層部分（自小作以上の中農層）の懐柔、脱退を働きかけたということについては、改めて説明の必要はあるまい。また、地主層が、小作争議の矢面に立つ一方の当事者として、小作農・農民組合側の闘争方針を非難し、村内の共同・融和の秩序の根源性を主張して、農民たちの不満を専ら村外＝都会の資本主義的勢力の侵略的・破壊的な活動に向けて逸らそうとするのも、当然の成り行きである。だから、小作争議が長期化して膠着状態に陥っている場合は勿論、それが常態化している場合に、村内や部落の事態の新たな展開の鍵を握るのは、当然、小作争議の渦中にある自小作層農民と、小作争議の周辺で（同じく、恐慌下の経済破綻に苦しんで、立ち直りの方途を模索しつつ）その経過を傍観する小（耕作）地主や自作農民の動向であって、彼らの眼に、同じ部落＝ムラのうちで繰り広げられている、長引く争議が一体どのように映っていたか、ということである。そして、小作争議を闘う小作農民と農民組合指導者について彼らが抱くに至った最大の印象は、直接的な「経済的要求を短絡的に追求する」小作農民らの視野の狭さ、換言すれば、農村生活全体の根本的破綻という現実の事態認識やその打開の見通しの欠如、否無頓着であろう。また、そうした印象とともに、彼らの胸中に浮上するもう一つの考えは、膠着状態のままに長引く争議が当事者双方を疲弊させるのは勿論、ムラの生活秩序を分裂させて、経済復興に向かうムラのエネルギーを徒に分散させ、費消してしまっ

いるという、やりきれなさである。例えば、恐慌の打撃の渦中で、特に養蚕地帯の農村で激増するに至った、在村・耕作地主と小作農との争議をめぐる、次のような評価がある。

「このばあい重要なことは、対立する二つの勢力が、どちらも農民（耕作者）としての共通する面を持ち合わせ、独占資本の収奪と恐慌の圧迫を等しく受ける立場にあったことである。小作料を減免するか否かは、地主たちにとってもその生活を破綻させられるか否かという事態に結びついていた。つまり当時の地主には、小作料を一時的にせよ減免する経済的余裕がなかったのである。そういう地主たちにたいし、小作側は結束して攻勢をかけていったわけであるが、それはいわば恐慌の影響をもっぱら農業内部で解決しようと図る闘争であった。小作人たちは、地主の大部分が自分たちと同じ農業経営者としての立場を持ち、やはり恐慌の影響で苦境に立たされているのだという事実をたいしては、結局のところ無関心であった。あるいは無視したのである。無論そこには統一戦線的観点は全くなく、ひたすら村内（部落内）にいる目前の具体的な敵対者として地主を位置づけ、彼らに小作料の減免を受けいれさせようと試みただけであった。」<sup>(19)</sup>

後世の研究者が下した評価としての妥当性はさしあたり度外視するとして、この種の見方は、恐慌の打撃の渦中で立ち直りの方向を模索して焦慮する、自作農や小・耕作地主たちの立場を端的に代表していると思われる。帝国農会幹事で、農業経営部長であった岡田温も同様に、小地主と小作人との関係を、いわば資本主義という大きな網の中でもがいている鯖と鰯に喩えて、「鯖さえ喰い倒せば、鰯は安泰である」と考える小作争議指導者の大局的な事態認識の欠如を、批判している<sup>(20)</sup>。また、長野県小県郡浦里村『村報』（第65号、昭和3年7月1日）には、村の一青年の次のような意見が掲載されている。農民組合の小作争議が経済振興をめざす村人の共同・協力を妨げているという、苦々しい焦慮の思いが、ここには述べられている。

「何故ならば吾等の村にプロレタリアの武装的団結により闘争を挑むべき所謂ブルジョアが有るで有ろうか？ 何れも虐げられたる農村の民ではないか、其日の生活に追われつつ営々として働く勤労階級なのだ。…村長も村会議員も決して支配者ではない。吾等のために、吾等に依って選ばれた、吾等の代表者なのだ。…共に協力し共に団結すべき人と村とに於て徒に誤れる階級的の闘争をなさんとするは、実に吾等の生活の破壊であり、農村振興の敵である。」<sup>(21)</sup>

さて、「自力更生」=「経済更生」運動がまさにこのような状況判断の下で成立し、推進されていたとすれば、そうした状況判断はまた自ずから、農村生活の伝統的秩序を、「農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神」<sup>(22)</sup>として理想化する一方、農村の労働と生活のこうした牧歌的調和を脅かす、都会の資本主義的な産業諸活動や商業主義的文化の侵略的・退廃的性質を指弾する、或る特定傾向の考え方を既に前提して、それと結びついたものとなる。そして、この種の意識態度・思想こそ「農本主義」と呼ばれてきたものである。「経済更生」運動は、だから、初めから、その本質的構成要素として、「農本主義」に彩られて成り立っている。「経済更生」運動は「農民精神の更生に非常に重点を置いた」運動であって<sup>(23)</sup>、それは「精神作興」運動であると既に当時から一貫して強調されていた、と先に紹介したが、ここに「作興」さるべき「精神」とは、結局「農本主義」の「精神」を意味していたわけである。かくして、「自力更生」運動へと立ち上る農村の人々の意識態度の基本的枠組みとして働いた「農本主義」の思想内容が、問われることになる。

農村「経済更生運動」について、『日本資本主義の没落 III』は、次のように概観している。

「これは年々一千ていどの村を政府が指定し、それに経営改善、生活の自給化、貯蓄奨励、負債整理、産組の拡充等々を中心とした更生計画をたてさせ、これを政府が援助するというものであった。この政策は、ひとつひとつばらばらにおこなわれてきた救済政策を〈村づくり〉の形で総合して効果をあげようとする狙いをもっていたが、同時に、多分に日本の村の古い共同体的な秩序を利用しつつ、農民を精神運動によって、勤儉貯蓄にかりたてようとする狙いももっていた。」<sup>(24)</sup>

『日本農業発達史 8』は、もっと具体的に、特に「農林省訓令の『農山漁村経済更生計画樹立方針書』のうちに、〈経済〉更生の事業内容として盛りこまれているものを、抜き出して」説明している。それは、「計画」の内容を次のようにまとめている。

「1. 農業経営組織の改善 イ) 土地及び資本利用の集約化、ロ) 農業経営組織の複雑化、ハ) 農林水産等の組合の適正、ニ) 農業経営用自給範囲の拡充、ホ) 労力利用の合理化、ヘ) 共同経営の普及徹底、ト) 生産物の販売及び経営用品購入の合理化、チ) 農業の計画的経営の励行、リ) 農業簿記の励行。

2. 生産費其他経営費の軽減 イ) 経営用品の自給範囲の拡充、ロ) 経営用品の廉価配給、ハ) 雇用労力の節減其他労力利用の合理化、ニ) 共同施設利用の徹底、ホ) 生産方法の改良、ヘ) 生産物販売費用の節減、ト) 経営資金の合理的利用。

3. 生産方法の改良及び生産の統制 イ) 農作物家畜蚕種等の選択及び統一、ロ) 生産方法の改良及び統制、ハ) 生産時期の調節、ニ) 生産物の商品化、ホ) 検査其他の方法に依る生産物の信用及び価値の維持向上、ヘ) 市況の通報及び連絡。

4. 生産物販売の統制 イ) 生産物販売の統制、ロ) 家畜取引方法の改善、ハ) 繭の取引方法の改善、ニ) 共同施設の充実、ホ) 販売統制と系統機関の利用、ヘ) 共同販売と金融、ト) 市況の通報及び連絡。

5. 農業経営用品の配給統制 イ) 肥料・飼料等の配給統制、ロ) 農業経営用品の共同生産配給、ハ) 共同施設の普及充実、ニ) 配給統制と系統機関利用、ホ) 市況の通報及び連絡。

6. 農家経済の改善 イ) 生活用品の自給、ロ) 生活用品の生産及び配給の共同化、ハ) 共同施設の普及充実、ニ) 農家収入の平均化、ホ) 金融の改善、貯金の励行及び負債の整理、ヘ) 農家収支の均衡及び予算生活の実行、ト) 諸負担の適正、チ) 冗費の防止。」<sup>(25)</sup>

このように「計画」の全体を〈経済〉的側面に注目して展望した後、同書は、この計画に反映した当時の四つの指導理念——「経営多角化の考え方」、「自給自足主義」、「共同化の考え方」、「産業組合主義」——を指摘して、その中でも「实际的」意味を持っていたのは「自給自足主義」と産業組合政策である、と次のように割切った判断を示している。

「村での実際計画となると、収支均衡・負債解消に焦点がしばられてくるわけであるが、金のかかる積極面が封ぜられ、すべてが自力に求められている限り、結局は尊徳以来の〈勤儉力行〉即ち生活のきりつめと労働強化を組織的に進めることに着落するというのが一般であった。自給自足主義の主張は、この着落点を別の言葉で懲憑しているという点ではもっとも实际的であったといえる。これとともに、实际的であったのは、産業組合政策である。」<sup>(26)</sup>

産業組合は1900年の設立以来「農村独自の経済勢力の確立」をめざしてその普及が図られてきたが、経済更生運動の中心的実行機関、「組織的な柱」と目されて、「米穀統制法」(1933年)とも結びついて、「産業組合拡充5ヵ年計画」(1932年)が策定され、改めてその普及が強力に

推進されることとなった。この「産組拡充」運動の主要目標として掲げられたのが、

- 「1. 産業組合の設置なき町村に対しては、四種兼営産業組合を設置すること。
2. 農業者の悉くを産業組合に加入せしめること。
3. 農村産業組合は全部四種事業を積極的に経営し、全組合員をして普遍的に事業を利用せしめ得ること。
4. 農村産業組合の有限責任組織を保証責任となすこと。
5. 農村産業組合は凡て系統機関を利用すること。
6. 農村に対し産業組合教育の普及徹底を期すること。」

の六項目であった。産業組合の基本戦略、即ち「一つは下に向かって、農民のことごとく、すなわち従来加入していない下層の貧農をも組合員に包摂すること、一つは上に向かって、系統的連合機関の充実とそれの縦断的系統利用を促進すること、この双方によって、産業組合の体系が統制機関としての条件を着々整えてゆく」政策<sup>(27)</sup>が、ここに明白に見出される。各村の産業組合が、全購連:全国購買組合連合会と全販連:全国米穀販売購買組合連合会を背景として、「信用・販売・購買・利用の四種事業の兼営」と「全戸加入」を推進することによって、

「村内農民の生産物販売収入は組合の手中に掌握されて借金の支払いに天引きされたり購買品支払いに充当され、農民の一切の現金収支は組合帳簿の上で相殺せられるといったように、村内農民の経営・家計のかなりの部分が組合の掌中に移管されてゆく」<sup>(28)</sup>

という事態の実現をめざしたわけである。ここで、さらに、産業組合の「経済更生運動」におけるこうした「経済」的な役割を超えて、それが担った政治的・精神的な（農村生活の）指導の動きが注目されるに至るが、同書はそれについては触れていない。一方、小野「昭和恐慌と農村救済政策」は、「（経済更生計画は）農業を日本経済のなかでどのように位置づけるかという発想がなく、他の分野から孤絶して農業の自力更生を強行しよう」としており、「農業内部においても、個々の農家一村を起点とするあまり、相互の脈絡・関連が見失われている」と、その根本的立場を批判する一方、「計画」の主眼を「家計費の節約・生産費の切下げによって、小麦・畜産・園芸作物が代表する、養蚕部門に代わる商業的農業を促進すること」に見出して、その実現をめざして、農業経営と農家生活の全領域を掌握して、（相互扶助の名の下に）一貫して統制するものとして拡充されるに至った産業組合の役割に、注目している。小野はさらに、産業組合を実質的実行機関とした「経済更生運動」の展開と結びついて登場してくる、（いわゆる「農民道場」等の）「農村中堅人物養成施設助成金」（34年）の継続に注目している<sup>(29)</sup>。

森武磨「農村の危機の進行」（歴研・日本史研編『講座日本歴史10 近代4』）は、「更生運動」の中心的政策課題として、次の6点を指摘している。

「第一は産業組合拡充である。これは産業組合中央会の産業組合拡充5ヵ年計画がそれに対応する。第二は系統農会を中心とした農家経営改善事業である。第三は運動の主体的条件として〈農村中堅人物〉の養成があげられる。第四は恐慌への直接的対策として負債整理事業がある。第五に中国への侵略戦争拡大に対応して農村の危機、地主・小作関係の矛盾を対外的にそらす役割を果たした〈満州〉農業移民がある。第六に著しい精神運動の推進があげられる。」<sup>(30)</sup>

農家経営改善事業とは、小野が指摘したように、経営の多角化、つまり養蚕から畜産や果樹・野菜・園芸への転換と多角化のことである。その他の5項目、〈産組拡充〉、負債整理事業、〈中堅人物〉育成、著しい〈精神運動〉および〈満州移民計画〉は、相互に結びついている。産業

組合の全面的な統制に服して、専ら「勤儉力行」の「生産力主義」に没頭する中で、(全体経済の景気回復の状況下で、米・麦価回復の追い風を受けて初めて)負債整理が辛うじて進む、というわけである。一方、森「戦時下農村の構造変化」(『岩波講座日本歴史20 近代7』)は、「更生運動の四本の柱」(農村中堅人物養成、産業組合拡充、負債整理、満州分村計画)のうち、特に「中堅人物養成」に注目して、「更生運動の主要な目標として、第一に農村中堅人物養成があげられる。更生運動が、殆ど財政的投下を伴わない施策として出発する限り、その成否は一般農民の人的エネルギーに依存せざるをえない。〈自力更生〉とはその代名詞である。」と述べて、「下からの農民的エネルギーの権力的統合」における結節点となって、その鍵を握る地位に立つ「中堅人物」と「中心人物」の役割を重視している<sup>(31)</sup>。前者は、農林省(『本邦農業要覧』, 1942年版)も、「農民精神ヲ体得シ勤労主義ニ徹底シタル農山漁村中堅人物ガ農山漁村ニ止リテ農林漁業ニ従事シラ村ノ中心トナリ地方ノ儀表トシテ率先経済更生ニ活躍スルコトガ最緊要」<sup>(32)</sup>であるとその役割を強調している通り、「農民精神」を体得して農業技術・農業経営に熟練した「国家主義的精農」であって、行政村の「更生」運動の指導者、「中心人物」の施策を理解して、部落＝ムラのレベルで「率先」して実践する人物である。「中堅人物」を系統的に養成する修練施設が俗に「農民道場」と呼ばれた機関であって、1934—37年に全国30ヶ所に設置されるに至った。一方、「中心人物」とは農村更生の指導者であって、実際には村長、助役、農会長、産業組合長、小学校長、農会技術員等のうちの誰かがその任に当たったが、彼はもはや従来の地主的土地所有に基づく「所有階層的支配体系」を体現する者ではなくて、国家の農村再編に即応して、「国家一産業組合(村)一農事実行組合(部落)一農民」という農村の新たな「経営的統制体系を制御しうる人物」であった。森は、農村更生の「中心人物」の行動原理のうちに「所有の論理から経営の論理への切換え」を読みとって、それを強調している<sup>(33)</sup>。また、産業組合運動＝「経済更生」運動の精神主義(「農本主義」)的傾向が、「農民道場」の修練とそこで養成された「中堅人物」を通じて、さらに熱狂的性質が昂じると、「日本精神」や排外主義的愛国思想と結びついて、(貧農層の土地欲求に捌け口を与えるための)「満州分村移民計画」を生み出して、それを推進することになる。茨城の日本高等国民学校長・加藤完治を初めとして、農民道場とその出身者＝「中堅人物」が各地農村における「満州移民計画」の推進に果たした役割は大きい、と森は注目を促している<sup>(34)</sup>。

中村「大恐慌と農村問題」(『岩波講座日本歴史19 近代6』)は、「経済更生」運動の反地主制的性格というような(森らの)見方には容易に同調せず、その判断には慎重であるが、「更生」運動が「農民組合の体制打破のエネルギーをいかにして吸収す」ることができたかという肝心の問題には勿論注目していて、「更生」運動の指導者、「中心人物」＝「中地主、特に小地主の動向」を、こう分析している。

「…中・小地主は、一方で大地主の指揮下に入りつつも、他方で農村中堅層＝自作農・自小作農とともに経済更生運動の推進主体となって小自作農以下の農民＝兵士を直接的に指導することによって、総体としての農村のファシズム化を促進するというケルンの役割を演じていたのであった。もちろん、そこで貫かれているのは、単純な地主的インタレストの擁護ではない。むしろ農業生産力の実質的担当層である自作・自小作層の経済的利害を代弁することなしに中・小地主は上級農会での自己の役職的地位を維持することはできなかつたし、また村落内での一般農民に対するリーダーシップを発揮することもできなかつた。」<sup>(35)</sup>

また、中村「経済更生運動と農村統合」(前掲)は、全国に著名な「優良更生村」、長野県浦

里村長・宮下周の——産業組合を実行機関として「農村の組織化」、つまり農村における「自由経済から統制経済への転換」を果敢に遂行していく——指導力を分析して、彼の強力な統率下にある産業組合青年連盟の活動について、

「…浦里産青連が、更生運動の実践部隊として成果をあげていくには、その主義主張に何らかの現状打破的、擬似革命的要素を盛り込まねばならなかったであろう。元来ファシズムとはそういう攻撃的性格を一面でそなえているものなのであって、たんに既成の価値へ依拠しただけでは、大衆のエネルギーを動員することすら不可能であったろう。」

と、その変革志向の基本的性格を指摘している<sup>(36)</sup>。「農村の組織化と精神更生と経済更生との三者がいわば三位一体的関係において展開された」宮下の率いる運動が「農民の更生エネルギーを結集し、組織化することに成功した」のは、負債整理や桑畑転換・経営多角化の進展等農民の経済的利益の一定の実現とともに、産業組合を手段とする農村組織化の政策が、「反共主義」の一方で、「反資本主義」や「反独占の攻撃的イデオロギー」にも色濃く装われていて、それが農民たちの鬱積する不満と攻撃的欲求を惹きつけ、彼らを或る種の期待を以て農村共同体の再編の作業過程へと集中させ得るものとなったからだ、と中村は見るのである<sup>(37)</sup>。

また、岩本由輝「戦前における農政と村落」（『村落社会研究』第21集）と大門正克「農村社会構造分析」（『戦間期の日本農村』、世界思想社）<sup>(38)</sup>とは、「経済更生計画」の既に指摘されたような諸特徴を同じく強調しつつ、地主層の伝統的支配が排除されて、「生産力担当層」=耕作地主・自作農が「更生運動」推進に際して指導的地位へと広く進出しつつあり、農林省や内務省もこうした新たな指導者の（直接的な耕作・生産の経験と部落における具体的な人脈・人望に根ざした）組織者としての力量に期待して、この階層へとその支持・助成の力点を移しつつある、と述べて、大恐慌の破綻からの再建に取組む、この時期が、まさにわが国の農業・農村政策の根本的転換期であるということに注目している。

さて、「農本主義」の果たした役割の分析において、一段と鋭い洞察を示唆して、興味を惹かれるのは、綱沢『日本の農本主義』である。農村経済更生運動や産業組合運動を深く彩っている「農本主義」については、中村と同様、綱沢も、問題理解の焦点を成すものとして注目している。彼も、「農本主義的懐柔策」を含んだ「〈経済更生計画〉運動」について、

「この運動は、橘や権藤が、あるいは社会主義がとらえようとしてとらえられなかった地方末端の耕作農民の心情をある程度とらえた」<sup>(39)</sup>

ものだと考えるが、「そうなるにはそれなりの根拠があるはず」であって、彼は、それを明らかにすることを、この著作の課題としている。勿論、綱沢は、この運動が経済的・経営的に見て「計画」通りの成果を上げることができたと考えているわけでは決してない。むしろ、彼の評価はその逆で、極めて冷ややかである。

「(1940年までの合計9053という)この指定村の数は内容をともなうものではなかった。指定村にならなければ〈反国家主義〉のレッテルをはられる。そこで体裁だけ整えた計画が完成する。指定村での更生運動の手順は、まず経済更生委員会が構成され、委員長には村長、委員には村会議員、農会総代、産業組合役員がなり、村内の翼賛組織のもとで〈隣保共助〉と〈力行主義〉が唱えられ、金銭を必要とする計画は極力敬遠され、自力更生のみが前面に押し出されていった。…町村に存在するすべての〈集団〉を結集し総力をあげての運動も〈経済〉の面での実績は、さしてあがらず、行きつくところは〈経済〉を〈道徳〉でカバーす

る〈精神更生〉であった。二宮尊徳をはじめとする〈老農主義〉の復活、…〈農民道場〉の流行は、その事情をよくものがたっている。」<sup>(40)</sup>

綱沢の関心は、だから、農村の「経済」的更生の成否には向けられていない。彼の関心は、「この計画が耕作農民を制度的にあるいは精神的に吸引していく具体的過程を理解する」ことにあるのであって、そのために、彼は「この計画の実施にあたって、産業組合が実質的な担当機関として設定された根拠」を「いますこし深く検討す」ることへと向かう<sup>(41)</sup>。そこに問題の鍵が潜んでいると見るからである。綱沢の注目は、「信用、販売、購買、利用と、農民の全経済生活にまたがる四種兼営」としての産業組合活動の全領域的性格と、「その下部機関として農事実行組合（＝農家小組合）が巧妙に用いられた」ことに焦点化する。産業組合運動の発展にとって、この「実行組合」の包摂、それとの一体化がどれほど決定的な意味を持っていたか、その意味を、彼は、農林省経済更生部長・小平権一に自らのことばで直接に語らせている。

「実行組合は現に17万組合に達し、農民の隣保共助の力に依り、農村内の部落の全農家の各種の共同事業を行って居る。昔時の五人組に彷彿たるものであって、農村の振興は此の五人組類似の部落団体の働きに接つものが少なくない。故に之を産業組合外に置くことが誤りであって、寧ろ之を産業組合の中に取り入れ、これを手足として、産業組合の機能を充分發揮せしむることが緊要である。今回の改正は、この前提の下に規定せられて居る。」<sup>(42)</sup>

部落＝ムラ内部の近隣共同組織、民俗学でいう「ムラ組」は、わが農村社会に固有の生産・労働の諸条件と生活様式とに基づいて、共同労働と生活上の相互扶助の組織、つまり農家の生活の全面、全領域に関わる組織として、「自然発生的」に生み出されて、まったく「自発的」に営まれてきたものであって、それはムラ人の日常生活の舞台そのものである。それ故、村の産業組合が村内の実行組合（農家小組合、「ムラ組」）の関心を得て、それらを参加・加入せしめ、かくしてそれらを「手足として」働かせることができるようになった時、それはムラ人＝「耕作農民」をその精神において把握したことになる。その時、それは、村内全農民の生活を、その全領域において統制しうるような、画期的な組織へと発展することになる。そして、産業組合はこうした戦略をほぼ成功裏に実現したわけであるが、そこで最後に問題になるのは、結局、産業組合が（その末端の組織として）農家小組合を取り込み＝参加させることができたのは、一体如何なる条件、即ちその両者のどのような相互関係の下においてであったのか、ということである。この問いを綱沢はもはや直接に問うてはいないし、当然それに答えていない。だが、それにもかかわらず、彼の次の叙述はこの問いに対して決定的回答を示唆するものである。

「〈産組拡充計画〉は…実は農林省の〈経済更生計画〉の方針に即応して、農村から都市の経済勢力を排除し、農村独自の経済勢力を確立することを目標にして実行にうつしたものである。」<sup>(43)</sup>

綱沢は、ここで、勿論「農村から都市の経済勢力を排除し、農村独自の経済勢力を確立する」という「目標」に注目しているのである。産業組合（および農林省）は、産業組合が農村で唯一の「経済勢力」となること、農村の経済関係を独占的に掌握することをめざしているのである。農林省と産業組合のこうした「目標」＝方針は終始一貫したものであって、それは、

「金融行政をつかさどる大蔵省の立場から〈余リニ産業組合主義ヲ強制スルハ尚早ニ過ギハシマイカ〉との批判をうけなければならなかったほど、信用・販売・購買・利用事業のすべてにわたり〈中小産者ノ相互機関タル産業組合ヲシテ其ノ衝ニ当ランメ其ノ徹底ヲ期〉したものであった<sup>(44)</sup>。農村経済活動の独占的支配をめざして、産業組合が推進した政策が、農

村の経済活動の全領域にその経営・営業活動の範囲を拡大する（「四種兼営」）一方、村内のすべての農家を組合に加入させる（「全戸加入」）という方針であった。そこで問われるのが、「全戸加入」のために産業組合・農林省がとった政策であるが、これについては、一般に、

「いわゆる〈全戸加入〉については、1932年に政府は産業組合法を改正し、農事実行組合を法人として産業組合に加入せしめる途を開いた。これは、出資金一口の金額の負担すらできないで事実上組合の外に閉め出されていた貧農の組合内への包摂を可能ならしめた。但しいわゆる部落的規制の〈たが〉をはめたままで、すなわち部落組織を町村産業組合の事実上の下部組織に編入するというやり方によってである。」<sup>(45)</sup>

と理解されている。ここで肝心なことは、①（貧農を組合内へ包摂する際に）「部落的規制の〈たが〉をはめたままで」、換言すれば、（もともと貧農をも構成員として含んで成り立っている）「部落組織を町村産業組合の事実上の下部組織に編入する」、つまり農事実行組合と見なすという形をとるわけであるが、その場合、②「部落組織」＝「農事実行組合」丸ごとのそうした加入の途を拓くために、「団体加入」を可能とするように「産業組合法」を改正する一方、「部落組織」＝「実行組合」を「法人」として公認したこと、である。ここで確認すべきことは、第一に、部落＝ムラの内部の一組織、「農家の自発的申し合わせによって地域的につくられた」、「元来自然発生的な協同組織体」である農事実行組合を「法人」として認めるということが、従来の（1989：M.22年「町村制」以来の）内務省や農林省の農村統治（地方自治）政策における根本的な方針転換を意味するものであるということであり、第二に、産業組合が、その地域末端の下部組織として、ムラ内部の農事実行組合、ムラの「生活のすべての分野に深く根を下ろしていた任意申し合わせ組合」に依拠する方針・政策をとったということは、ムラ人の伝統的な行動原理、即ち「農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神」、「五人組類似の部落団体の働き」、「部落共同体的な活動」等を、それ自らの基本的な活動原理として取り入れたものだという事、である<sup>(46)</sup>。第一の、ムラ＝部落内部の農民たちの自発的組織の「法人」としての公的認知という方針が、中央政府の従来の地方統治政策の根本的な方向転換であるということは、従来の政策を概観して、それと照合すれば、直ぐに明らかになることである。従来の政策は——1920年代に入ると、小作争議の展開という、農村の緊迫した状況の中で変化の兆しを見せ始めるが——既に（〈序〉で）指摘したように、（地方統治機構の末端機関としての）行政村の統治能力の実体化をめざして、そこへの行政権限の集中と財政基盤の強化（共同体財産の移管・統合）を一貫して推進してきた。学校の統合、部落（＝区＝字＝ムラ）ごとの神社の「一村一社」への合祀、部落有林野の村有への移管、部落入会権の処分等が、その具体策である。部落＝ムラや、その内部の「ムラ組」（＝小字）や、自発的協同組織には「法人」としての資格を認めず、それらに対しては財産所有の権限や公的意味を帯びた活動を一切禁じて、それを行政村（＝法人）にのみ認めただけである。部落＝ムラやその内部の独自の組織とその伝統的な共同体的活動（「寄合」、「若者組・宿」、「子供仲間」、「休業日」や「ムラ祭」等）は、国家・行政村の公的な統治行為を妨げ攪乱するものとして一貫して禁止・抑圧され、前代の野蛮なる遺習・迷信等として、専ら近代的啓蒙・教化の対象と見なされ、解体さるべく圧迫されてきた。だから、農林省による、農事実行組合の「法人」としての承認——その前提には、内務省の地方自治制度改正としての、「部落＝ムラ」の「法人」化と、その「寄合＝常会」の活動・権限の承認が当然存在している——は、政府の従来のこのような一貫した、部落＝ムラへの敵視・解体の政策を、百八十度転換するものであった。これまで蔑視と啓蒙と弾圧の対象としてきたも

のを、今度は一転して、自らの（農村・農業）政策の不可欠の一機構、産業組合活動と村政の成否の鍵を握る、末端の実行機関＝細胞として取り込み、その働きに政策の成否を託するというわけである。地方（農村）統治政策における、まさにこのような原理的な転換に、さすがに気づいて注目していたのは、人文地理学または聚落地理学者で、文部省嘱託として郷土教育運動を指導していた小田内通敏である。彼はこう書いている。

「この部落は、かく郷土教育の実践的単位と考えられたばかりでなく、経済更生が農林省によって実施されるようになって、それがまた部落常会なる施設を見るようになって来た。内務省地方局に於ても、自治制度改正の一つの目標として部落を認めるようになったことは、時勢の然らしめる所である。」<sup>(47)</sup>

部落＝ムラやその内部のムラ人たちの自発的組織の「法人」としての認知という、政府・産業組合におけるこのような政策転換は、勿論、第二の論点、「部落共同体的な活動」の原理への乗り換え・依拠という、政府の政策や産業組合活動の方針転換と密接に結びついている。というより、それらは、同一の事態の相異なった二側面に過ぎない。「農村から都市の経済勢力を排除し、農村独自の経済勢力を確立する」ためには、産業組合は、①すべてのムラ（＝部落）人の、②生活（生産労働と家庭生活）のすべての領域に関わりを持つとともに、③彼らの「自力更生」の、自発的で安定したエネルギーによって支えられなければならないが、こうした諸条件を満たす上で、ムラ＝部落内部の自発的な協同組織体（「農事実行組合」、「農家小組合」、かつての「ムラ組」）を、その末端の実行機関として編入し取り込むことが、何としても必要であった。産業組合は、「下に向かって」、このように全農民の生活の全面にその活動を浸透させることによって、「系統的連合機関の充実とそれの縦断的系統利用を促進する」という「上に向かって」の政策の実現と相俟って、農村「統制機関」としての条件を確立することとなった<sup>(48)</sup>。

一方、ムラの農民の側から見れば、自分たちの最も身近な共同生活をそのままその末端細胞・機構として、その日常活動に直接支えられて産業組合活動が「農村独自の経済勢力」として成り立っていくということは、或る意味で、自らの「自力更生」の運動が眼に見える形をとって実現していくことであって、それは当然農民たちに希望を与えるものであった。農民たちがその日常生活の中で産業組合の組織的活動とこうして深く結びつくということは、だから「未曾有の農村恐慌のどん底に喘ぐ農民を〈協同組合主義〉によって慰撫し」、「助け合い精神」によって彼らの「自力更生」の道を励ますことを意味していた。産業組合が農村再建に動員されたということには、もともと（経済的救済もさることながら）「農村を共同体として把握し、共同体意識を高揚させていくことに、もう一つの大きな目的があった」のである<sup>(49)</sup>。

## (2) 「経済更生」運動を彩る「農本主義」の特徴

上述した通り、「農村経済更生計画」を推進する過程で、政府（農林省・内務省）は、ムラ＝部落（と、その内部）の農民の自発的な共同生活の組織とその活動を、ただ専ら抑圧したり啓蒙・教化したりする、従来の「近代的」な農村・農民統治政策を捨てて、その種の生活組織と活動を認知して、それを自らの政策（＝「産業組合」を実行機関とした「更生計画」の推進）の中に取り込み、政策を積極的に再編することへと、方針転換している。この新たな政策を推進し、産業組合運動をムラの耕作農民に広く根づかせることによって、「農村から都市の経済勢力を排除し、農村独自の経済勢力を確立し」ようというわけである。そして、綱沢によれば、

こうした新たな政策は「地方末端の耕作農民の心情をある程度とらえ」て、彼らをこの「経済更生」運動に動員し、「自力更生」に立ち上がらせることに成功するに至った。政府・農林省や産業組合と「地方末端の耕作農民」との間の「心情」の交流が「ある程度」成り立ったのである。ところで、そうだとすれば、この時、この両者の間に（たとえ一時的な、「ある程度」のもの、懐柔や妥協の産物であるにせよ）流れて、共有されるに至った、一定・特殊な「心情」とは、一体如何なる内容のものであったのか、ということが問われる。そうした事態に臨んで、両者が抱懐していた「心情」や考え方の問題である。そして、綱沢は、政府・農林省と産業組合指導部のそれを、「農本主義的懐柔策」であるという<sup>(50)</sup>。そうだとすれば、この場合に両者の間で、状況判断の基本的枠組みとして働いていた「農本主義」は、具体的にどのような種類・性格のものであったのかということへと、問題はしばられる。この問いに対する綱沢の回答は、要するに、この時期、産業組合運動の精神的支柱となり、農林省や内務省の「経済更生」運動の理念として働いていた「農本主義」は、かつての「老農」たちの本来の「農本」の信条、ひいては「報徳」の思想を矮小化して、農民の慰撫・教化の新たな装置、ひたすらの「協同一致と勤勉力行」の教条へと改作したもので、「イズム」としての「農本」だ、というものである<sup>(51)</sup>。そこで、問題の論点は結局次の二つ、二段階にしばられることになる。即ち、

- ① 「老農」たちの「農本」の信条と、(政府官僚や産業組合指導部の)「イズム」としての「農本」(「農本主義」)との根本的差異は何か、それを指摘すること、
- ② 昭和恐慌期の地方の農村で、「農本主義」に基づく「経済更生計画」と産業組合活動に、農民たちがともかくも惹かれて参加していくことになった、その特殊な事情は一体何か、それを指摘すること。

そこで、まず、①の論点について、考察しよう。

「老農」とは、幕末に東海、関東諸藩の荒村で農民と直接交わりつつ、村の復興と農事改良の指導に尽くした二宮尊徳を初めとして、明治前半期に各地農村を行脚して、農事改良の指導に努めた小柳津勝五郎(愛知)、林遠理(福岡)、中村直三(奈良)、奈良専二(香川・愛媛)、船津伝次平(群馬)、石川理紀之助(秋田)等を指して言う。「老農」は、問題の根源を成しているはずの、封建体制(江戸期)や半封建的な地主支配(明治期)を直接批判することなく、専らその枠内で、個々の農村に埋没して、特殊で個別的な農事の改良や農業経営の工夫に努めているに過ぎないと見なされて、これまで、一般に、単なる「体制イデオロギーのプロパゲーター」と評価されてきた。そうした評価の最も直截で典型的な表現は、例えば、桜井武雄『日本農本主義』の次の一文に見ることができる。

「かように、老農は、或は地主的恩威を以て、或は勸農精励一途の徳憑を以て、封建主義的重課にむほんしようとする一揆をとり静め、かかる運動に対する屈強の防塞設定の役割を演じたのであった。」<sup>(52)</sup>

「老農」の活動が一面でそうした政治的役割を果たしたことは、なるほど確かな事実である。しかし、勿論、それで以て彼らの活動の主要部分が言い尽くされているわけでは決してない。「老農」をめぐるこの種の評価の一面性を、綱沢の次の批判は鋭く衝いている。

「しかしただ単に勤儉力行でもって、経済不況から生じる諸々の社会不安を除去するのに利用されたとするかぎり、耕作農民にかれらの精神がくいこんでいった内在的論理の解明は充分にはなされないであろうし、また逆にその内在的論理がつかめなにかぎり、〈老農〉が農本思想のプロパゲーターとして活躍(?)する意味も不明瞭になってくる。」<sup>(53)</sup>

綱沢は、既に考察してきたように、初めからほぼ一貫して「耕作農民」の立場に身を置いて、できごとや事態を見つめ、彼らがそれを見て理解したであろうように、自らも理解しようとしている。「老農」の活動や言行を検討し、それを理解、評価しようとする場合も、彼のこの視点と方法は変わらない。「地方末端の耕作農民」は、「老農」の考えや活動の一体どこ、何に惹きつけられ、それにどのような意味を付して読みとっていたのか、要するにこれが、彼の問題としたことであったが、それはまた目下の本稿の焦点となる問題でもある。

綱沢は、まず、一般的に、

「農村において指導的立場に立つということのための重要な一つの鍵は、農業の経済機構や、農村の社会制度について大局的な認識眼をもつことよりも、農村の現状を肯定し、その限界内において収穫を高め、生産をあげる技術にたけていること」<sup>(54)</sup>

の重要性を指摘して、「上下の結節点としてのサブ・リーダー」（農村指導者＝「老農」）が、両者の間で媒介機能を果たすためには、経営や耕作の独自の「思想」と「技術」を生み出して、所持していなければならない、と指摘する。そして、明治期の「老農」たちの事績を具体的に検討しつつ、綱沢は、彼らが実際に卓越した農業技術のエキスパートであって、彼らの独自の技術・知見——例えば、優良（多収性）稲品種の発見と普及、諸種の農具（碎塊器、一輪車）の改良・発明、土質改良、蚕業改良法、寒地に適すべき耕種の法、里芋・甘藷の簡易貯蔵法、肥料の製法およびその使用法等——が、その土地の農民との交わりの中で、具体的な諸問題と取組んで、現実には収穫を高め・安定させて、農民たちのさしあたりの困窮を救う助けとなる成果をもたらしていることを、指摘している。日本農業の技術的伝統に根ざした、彼らの（耕作技術や農業経営上の）この種の技術や知識の「着実な実利的合理性」に、農民たちは惹きつけられるのである。一方、耕作農民たちとの不断の直接的接触のうちで進められる「老農」の指導は当然、農民たちの日常的利害やその欲望、不満等に規制されるし、それを受け止めざるを得ないことになるが、それ故にまた、彼らの信条は、「体制側の思想に対してベツトリではなく、相対的な独自性を有していた」<sup>(55)</sup>。例えば、「老農」たちの指導の伝統を引き継いで、「昭和恐慌」期に各地農村を行脚して活動していた山崎延吉は、農林省経済更生部・「第一回農村経済更生中央委員会第一特別委員会」（1932.11.）で、立案途上の「経済更生計画」に〈小作料の引き下げ〉を盛り込むべく、敢えてこう発言している（勿論、彼の発言は黙殺されている）。

「農村ノ実情ヲ見ルト人口増加ニヨリ耕地狭小トナリ、農家ハ疲弊困憊ヲ来ス。土地分配ノ整備ノ外ニ〈過剰人口ノ処理〉ノ項目ヲ入レタイ。又〈農村社会状態ノ改善〉中ニ含マレルト思フガ〈小作料ノ引下〉等モ更生計画中ニ加ヘラレテハ如何。」<sup>(56)</sup>

「老農」の思想におけるこの種の傾向＝特徴がもっと明白に、原型としての形をとって、具体化されているのが、二宮尊徳の場合である、と綱沢は言う。前記の桜井『日本農本主義』は、「二宮尊徳没後八十年は、彼が〈日本の農神・農聖〉として、理想化され、偶像化され、神格化された八十年である」と述べて、「二宮尊徳式報徳勤労主義」は、資本主義体制へと編み込まれた「半封建的零細農民経済」を維持補強するために「支配的治農政策」が作り上げた偶像だ、と主張する。桜井は、支配権力によるこの種の尊徳偶像化のキャンペーン運動の三つの「峰」——第一：明治10年代、資本の原始的蓄積期に遭遇した「農村揺憾期」、第二：日露戦争直後、日本資本主義の帝国主義への転化と結びついて生じた、農村危機の時期、第三：「農村自力更生のマスコット、本を手薪を背負ふ少年二宮尊徳のブロンズ立像が、定価金百弍十円也で飛ぶように売れる」昭和恐慌期——を指摘している<sup>(57)</sup>。綱沢はしかし、権力の治農政策が作り上げた

偶像を指摘する一方、その偶像を攻撃、破壊して、事了れりとする、従来のこの種の安易な批評態度を離れて、「実像の発見」に向かう<sup>(58)</sup>。耕作農民とともに、農村の現場で尊徳が現実を考えていたことが問題なのである。こうした「実像」は、支配体制が「勤労農民の権化=尊徳」像を作り上げていく際に、勿論一貫して除去し隠蔽しようとしたものである。

ところで、未だ偶像化される以前の尊徳の、あるがままの言行のうちに、綱沢が——奈良本辰也の尊徳論<sup>(59)</sup>の示唆を踏まえて——見出している、その思想の特徴は、

- (1) 労働主体の行動の論理を一貫して代表する「人道」概念の、意外に近代的な性質、
- (2) 労働主体によって把握されるに至る「天地間の道理」と、その表現としての「興復仕法計算」の、科学的な法則認識としての性格、
- (3) 「仕法」の合理性に依拠して、支配権力に搾取の緩和を要求する、「分度」の思想、

等である。「人道」については、まず、『二宮翁夜話』から次の一節を紹介する。

「夫人の賤む処の蕃道は天理自然の道なり、尊む処の人道は、天理に順ふといへども又作為の道にして自然にあらず、如何となれば、雨にはぬれ日には照られ風には吹れ、春は青草を食ひ秋は木の実を食ひ、有れば飽くまで食ひ無き時は食ずに居る、是自然の道にあらずして何ぞ、居宅を作りて風雨を凌ぎ、蔵を作て米粟を貯へ、衣服を製して寒暑を障へ四時共に米を食ふが如き是作為の道にあらずして何ぞ、自然の道にあらざる明かなり」

ここでは、東洋の封建的世界観の「道徳的自然法」において通常一体のものとしてわきまえられている「自然」と「人間」とが区別され、対置されており、しかも、「自然」（に、従いつつ、それ）を操作し、自らの支配の下に掌握していく存在として、「人間」が意味づけられている。人間は「作為」、「生産」の主体なのである。そして、「作為」や「生産」とは、「天道」の法則を知って、それを「人道」に適用することである。

「水車の中庸は、宜き程に水中に入って、半分は水に順ひ、半分は流れに逆昇りて、運転滞らざるにあり、人の道もその如く、天道に順ひて種を蒔き、天理に逆ふて草を取り、欲に随て家業に励み、欲を制して義務を思うべきなり」

そして、こうした「生産」労働と直接結びつけて、善悪の具体的基準もまた、「衣食住になるべき物を増殖するを善とし、此三つの物を損害するを悪と定む、人道にて云処の善悪は是を定規とするなり」と、極めて功利的、即物的に定式化している。直接に労働=耕作する者、衣食住の資料の生産者の立場に終始密着して主張が組み立てられていて、そうした労働主体のものの見方、善悪の判断が一貫して展開されている<sup>(60)</sup>。

「人道」の具体的な実践様式が、尊徳のいわば「仕法」(2)である。これは、土を初めとする、天地自然の諸事物と対決し、それを適切に操作するという、生産労働の直接的体験の積み重ねの下で把握、発見するに至った「道理」（および、人間の社会的・経済的な生活行動に認められる一定の傾向性）に専ら基づいて「計算」された、行動上の指針・プランである。「仕法」には、年貢取立の法という意味もあるが、村の生産増大の法、生活の儉約実現の法とも理解されている。天地自然の「道理」の体得における、尊徳の徹頭徹尾即物的で体験的な方法の、(教条的な観念等に無根拠のままに随うのではない) 現実的で実証的な姿勢が印象的である。

「誠の道は、学ばずしておのずから知り、習はずしておのずから覚え、書籍もなく記録もなく、師匠もなく、而して人々自得して忘れず、是ぞ誠の道の本体なる、…夫記録もなく、書籍もなく、学ばず習はずして、明らかなる道にあらざれば誠の道にあらざるなり、故に天地を以て経文とす」<sup>(61)</sup>

かくして、尊徳の思想を特徴づける第三のものとして、「仕法」の科学的性質に依拠して、政治＝支配者に対して農民搾取の緩和を要求する、「分度」の思想がくる。「分度」とは天命自然に具わったものの限界を守ることである。自然の悪条件に襲われて苦難の下にある村々の耕作農民からの収税・収奪は、当然緩和すべきものなのである。極めて野太く、鋭いこうした主張を尊徳の思想が含んでいるということは、尊徳を農民の範として偶像化した後の支配者たちが徹底して隠蔽した論点である。既に、「衣食住を損害するを悪と定む」という尊徳の倫理観の根本を紹介したが、彼は、農民の困窮の根本的原因を、政治そのものに見出しているのである。

「凡田畑の荒るる、…人口の減ずるは、…其元は賦税重きに堪ざるが故に、田畑を捨て作らざると、民政届かずして、堤防溝洫道破壊して、耕作出来難きと、博打盛んに行れ、風俗頹廢し、人心失せ果て、耕作せざるとの三なり」<sup>(62)</sup>

こうした彼の根本姿勢は、勿論また彼の「農本」という根本思想そのものとも分ち難く結びついている。その思想を、彼はこう主張している。

「凡物、根元たる者は、必卑き物なり、卑しとて、根元を軽視するは過なり、夫家屋の如き、土台ありて後に、床も書院もあるが如し、土台は家の元なり、是民は国の元なる証なり、さて諸職業中、又農を以て元とす、如何となれば、自作て食ひ、自織て着るの道を勤ればなり、此道は一家悉く是をなして、差支無きの事業なればなり、然る大本の業の賤きは、根元たるが故なり、凡物を置くに、最初に置し物、必下になり、後に置きたる物、必上になる道理にして、是則農民は国の大本たるが故に賤きなり、凡事天下一同に之を為して支なき業こそ大本なれ、夫れ官員の顕貴なるも、全国皆官員とならば如何、必立可からず、…然るに農は大本なるを以て、全国の人民皆農となるも、支なく立行く可し、然れば農は萬業の大本たる事、是に於て明瞭なり、…然れば農は本なり、厚くせずば有可からず、養わずば有可からず、其元を厚くし其本を養へば、其末は自繁栄せん事疑ひなし、さて枝葉とて妄りに折る可からずと雖ども、其本根衰ふる時は、枝葉を伐捨て根を肥すぞ、培養の法なる」<sup>(63)</sup>

ここで、尊徳は「本根衰ふる時は、枝葉を伐捨て根を肥す」と言い切っている。「農本」の思想そのもののうちに、彼の「分度」の信条は根ざしているのである。結局、彼の思想は、直接的な生産労働＝耕作の現場に徹底して固執し、耕作農民＝労働主体の立場からすべてを見て、判断しているという点で、真に一貫した「農本」の思想であるということが出来る。

さて、「老農」たちのいわゆる〈実像〉が——それを隠蔽して、彼らを「勤勞農民の権化」、  
「国民生活の典範」へと偶像化する支配権力のキャンペーンの下から——救い出され、ひとまず必要な限りで彼らの基本的精神が理解されるに至ったとすれば、次にここで念のために確認しておくべきことは、「老農」たちのもとの「農本」の信条（「報徳」の思想）と、昭和恐慌期の農林省（・内務省）の「経済更生計画」や産業組合の「拡充計画」を彩っていた「農本主義」（「イズムとしての農本」）との間の根本的な差異、である。

産業組合は、その創設の当初から尊徳の信条、「報徳」の思想と深い結びつきをもっていた。というのは、この「報徳思想」を掲げて設立された農民救済事業の結社、「報徳社」こそ、「日本産業組合の先駆」と見なされるものだからである<sup>(64)</sup>。「報徳社」と呼ばれるものは、初め、尊徳が、ムラの農民たちに相互扶助組織として結成させて、復興作業の傍ら、そこで彼の根本信条（「至誠、勤勞、分度、推譲」＝「報徳」の思想）を教えたものであるが、その没後、明治初年になって、門弟を中心とする人々が「報徳思想」を綱領として「報徳社」を興し、「勸業資金

積立金組合」を設立して、「窮迫に追い込まれたる農民を新時代に順応せしむる施設」として——荒地開墾、悪用水路掘割工事、道路堤防建設等のために年賦償還の方法にて貸し出して——運営し始めた。この報徳社運動とドイツの「産業組合」モデルの導入をめざす内務省指導部（品川弥二郎、平田東助）とが共同して、わが社会における「産業組合」の設立・経営を構想したが、この構想が農商務省に引き継がれて、1900年に「産業組合法」が制定されるに至った。組合は主として農村において普及し、組合員は農業者が圧倒的多数を占めた（1914, 82.2%）。かくして、産業組合は初めから「村落共同体的秩序原理」の存在を前提とし、同じそのムラの中小産者＝農民から構成されていて、「組合員の対人信用と相互担保とを基調とする隣保相助」を特徴としていた。例えば、そこでは、貸し出しが（「生活程度の〈分度〉宜しきもの」、「家内和合の実あるもの」、「〈至誠〉にして道徳円満なるもの」というような条件を含んだ）個々の成員の「信用表」に基づいて行われるなど、「報徳主義」に基づく農民教化・啓蒙の原理がその経営方針に色濃く浸透していて、それは、単なる企業・経営体というより、むしろ農民徳化の機関とでもいふべきものであった。また、産業組合は「地方行政の予備校」であって、そこで「徳義信用」、「勤勉節儉」、「協心戮力」、「自治自助」等の「智識経験」を習得して、それを「地方自治体の上に襲用すべく」、実践的に訓練する機会として理解されていた<sup>(65)</sup>。

一方、昭和恐慌下の1932年に始まる「拡充五ヵ年計画」は、既述の如く、「全戸加入」・「四種兼営」の目標を掲げて、出資金一口の負担すらできない貧農たちのすべてを（「ムラ組」＝農家小組合の連帯責任・相互拘束を条件としつつ）、その組織・活動のうちに包摂しようとする。この段階では、産業組合が農村「全戸」に普及して、村を漏れなく組織し尽くすことこそが組合の戦略の要点となっている。それは何故かといえば、産業組合の農村「全戸」完全掌握を以て初めて、一方で「農村から都市の経済勢力を排除し、農村独自の経済勢力を確立すること」が可能となるとともに、また他方で、地主・小作間の争議を村内から一掃して、農村固有の伝統的美風たる「隣保共助」の共同体意識で以て村の生活を固めることが可能となるからである。産組中央会首席主事千石興太郎は、「計画」の意味について、

「更に今後益々加重すべき資本主義経済の圧迫に対して、中小産者の経済生活を独自の立場に於て向上安定せんが為めには、現在の如き未だ全中小産者を全容せず、其の事業亦組合員の経済生活に徹底せざるような産業組合の活動では、到底其の目的を達し得ざることは明らかなる次第であって…」<sup>(66)</sup>

と述べている。こうして、「産業組合拡充五ヵ年計画」が農林省・内務省の全面的な支援の下に遂行されることになる。帝国主義段階の資本主義体制の下では、農村の社会的・政治的安定は国政の第一の基礎であるとともに、また何よりも「国防」（「兵農一致」と「食料自給」）の根幹を成すものであった。それはもはや「農本」というよりは、「農国本」思想ともいふべきものであった<sup>(67)</sup>。産業組合は、その後、国民生活の戦時統制政策の進展の下で、全国農村の経済・生産活動のみならず、農民生活全般を掌握し管理する統制＝「翼賛」機関へと転化していく。

組合は、1925年に通俗月刊雑誌『家の光』を創刊して、「拡充五ヵ年計画」の一環として「百万部普及運動」を推進した（1935:115万部、1937:142万部）が、この『家の光』こそ「産業組合思想を普及する手段」（家の光協会『家の光四十年』）であり、産業組合流の「農本主義普及用の〈テキスト〉」であった。それは、「勤儉力行」のイデオロギーから「齊家の栞」、「共同心の泉（＝家庭）」までを、「おもしろく読みながら自然に共存同栄の精神を普及し得る」話題として掲載して、いわば産業組合〈王国〉としての農村に「共存同栄」の夢を演出した<sup>(68)</sup>。

桜井『日本農本主義』は、「農本主義」の二類型、即ち「動揺・焦慮・空想性の虜となれる小ブルジョア農本主義」（橋孝三郎等）および「地主＝〈村塾〉型農本主義或は農道主義」（山崎延吉、加藤完治、岡田温等）を指摘して、「それぞれの階級的利害を反映する農本主義の前記二系統からは外見的独立をもちながらも、「結局両者にまたがり、それらを統合しつつ農村自力更生運動の中核たる農民道場策案の裡にその結実を夢みている」、もう一つの立場として、「官僚型農本主義」を指摘している<sup>(69)</sup>。「農村経済更生計画」に結実することになった農林省・内務省指導部の「農本主義」がそれである。このタイプの「農本主義」は、勿論「経済更生計画」推進の実行機関となった産業組合の思想と密接に結びついているが、政府官僚の行動原理でもあるという、その基本的な性格を反映して、国家主義の観点がより一層強調されるという傾向が見られる。そして、その特徴が一挙に表面化して具体化するに至ったものが「農民道場」（修練農場および漁村修練場）の経営思想であって、これは「経済更生は先ず精神更生から」を標語として「経済更生計画」を推進していた農林省が——まさにこの「精神更生」を体現して「自力更生」に邁進・尽力する、農村（部落＝ムラ）の「中堅人物」の養成を目的として——1934年度から国庫助成して、各府県に配置し始めたものである。

「経済更生計画」の運動は、具体的には、各地の村（長）または農会や産業組合（長）が責任者となって企画・立案し、道府県経済更生委員会の審議と知事の決定を経て、実行するという仕組みになっている<sup>(70)</sup>。だから、この運動は根本的に「自力更生」の運動である。農林省（経済更生部）や府県（経済部、農務課等）がそうした村の現地の「自力更生」運動に対して為すことは、要するに指導・助言や情報提供の役割である。そして、この種の指導・助言の役割を拡充した形態として考えられるのが、例の「中堅人物」の養成を多様な仕方でも助成すること、例えば「道場」建設助成、指導者の斡旋、「全国農民道場指導者会議」開催等である。農村と農民の「自発性への依存・喚起が徹底してはかられたこと」が、この「更生」運動を特徴づける第一の「論理」なのである。勿論「この自発性の喚起は、あくまでも上からの喚起であって、そこでは小作争議村が更生指定村から忌避されたように、対立・対抗を否定する枠組みがはめられていた。」<sup>(71)</sup>また、農林省更生部長・小平は、「或ハ小作争議ノ非常ニ酷イ所ニ指定シテ、経済更生ナリ精神更生ニ依ッテ争議ヲスッカリ無クスルヤウニ試験的ニヤッテ見ヨウト云フヤウナ地方モ見ラレル次第デアリマス」と述べている<sup>(72)</sup>。それでは、「更生」計画の樹立に際して、農村・農民の「自発性への依存・喚起」の政策がなぜ一貫して執られることになったのかといえ、それは、「財政的助成が少ないもとの苦肉の対応」でもあるが、

「単ニ農林漁業各個経営技術ノ改善ヲ徹底スルニ止マラズ進ンテ農山漁村経済全般ニ亘リ運営及組織ノ欠陥ヲ根本的ニ矯正スルノ趣旨ヲ以テ…」<sup>(73)</sup>

立案されたものだからである。もはや、当局の指図に単に一時的に、型通り随うというような他人任せの〈運動〉を以てしては、到底対処し得ないほど、農業生産の破綻と農村経済の混乱とは底深く、農村と農業は目下根本的な転回点に直面しているのだという、世界恐慌下の農業の置かれている事態の危機的認識が、農林省指導部の胸中には浸透していて、その状況判断が「経済更生」運動策定の背景を成しているわけである。

そして、農民個々の「自発性への依存・喚起」（「自力更生」）を強調するこの種の方針と殆ど表裏一体の関係にあるのが、「精神更生」を強調する論理である。「経済更生計画」の原案作成者・小平権一は、その「計画」においては、「農民精神の更生に非常に重点を置いて」、「〈経済更生は先ず精神更生から〉という標語を以て、村民の精神更生を経済更生の重大目標とした」

と述べている<sup>(74)</sup>。ここに、「農民精神の更生・作興」ということで一体何が意味されているのか、その意味内容をさらに具体的に指摘すれば、それは、一方で、農民個々が「勤儉力行」の原理に照らして、その日々の労働と生活の過程を系統的且つ詳細に反省・点検して、自らそれを厳しく規律・統制するとともに、他方で、「隣保共助」の精神に基づいて、ムラ＝共同体の一員として、経済・生産活動と生活過程において、ムラ人皆で一致・共同して、組織的統制の下に一貫して遂行していくこと、である。農林省官僚たちが専ら「老農」の言行にあやかり、そのことばを借りて、「報徳」の思想を農民＝ムラ人たちに訴えようとするのは、まさにこの種の「自奮自励」の精神の喚起を図ろうとする文脈において、である。

さて、こうした「自力更生」「精神作興」という「更生」運動の理念が、その修練のための施設、修練「課程」、修練の方法等の具体的な形態を与えられて、それが内包していた意味内容を十分に展開し尽くした形をとって実現された場合の、最も典型的な姿が、他でもない「農民道場」の構想である。勿論、「自力更生」や「精神作興」の模範的な姿を広報し顕彰する、さらに別の形式もある。それは、例えば、農林省経済更生部が模範事例として情報収集し、記録・編集して配布した「全国優良更生農村経済更生計画及其ノ実行状況」(1935-36)の諸事例や内務省社会局社会部『自力更生の人々』(1936)、農林省の外郭団体(農村更生協会、協調会)や帝国農会等が編纂・配布する、『農村更生読本』(1936)、『更生農村の模範的事例』(1934)、『農村更生と中心人物』(1935)の諸事例である<sup>(75)</sup>。ここでは、その構造の単純・明快さという観点から、特に「農民道場」の指導理念について検討することにする。

協調会『農村に於ける塾風教育』(1934)は、当時経営されていた「国民高等学校」10校の事業を収録・紹介しているが、それらの先駆としての位置にあったのが山形県立自治講習所であり、また「農民道場の総本山」と目されたのが日本国民高等学校(茨城県友部)である。前者は、その「創立要旨」でこう述べている。

「本校教育の理想は農村中堅人物の養成にある。而して本校の理想とする農村中堅人物とは先ず第一に農業農村を熱愛し、茲に安心立命する農民道念の権化でなくてはならぬ。都会の浮華を慕ひ、人爵の高きに憧れ、労働を忌避して農村を脱走する如き人物であってはならぬ。第二に日新の農業生産技術を理解するは勿論、特に農業経済、農家経営の方面に聡明と叡智とを持つ人でなくてはならぬ。…第三に一個の個人として有為なる農夫であるにとどまらず、農村自治民の一員として、又国家公民の一員としての自覚と教養を必要とする。

故に現代の農村社会政治、経済の機構に通じ其の病弊を弁え、農村改良計画、農村文化建設の先覚者であると共に農村振興、農村興隆を通じて皇国に奉仕せんとする愛国的農民であらねばならぬ。第四に海外発展拓殖移民は吾国建国の精神であるのみならず現下の国情及び農村の実情に鑑みて焦眉の急務である。」<sup>(76)</sup>

一方、加藤完治が、山形講習所10年の経験の後、茨城に創立した日本国民高等学校は、その修練の理念において一層観念的な傾向を強めており、またそれだけ急進化した理想、国粹的精神主義を掲げるに至っている。その「教育方法」については、こう述べられている。

「イ。職員生徒の共働追進…生徒はすべて寄宿舎に収容し、師弟の接触を密にすると共に規則正しき自治生活を営ましめて、同心協力の訓練と事々物々についての自省修養とに資し、教科課程においては日本民族の理想信仰を闡明し、説者の体験に基き生きた言葉を以て青年男女が如何に考え、将来如何に身を処すべきかを自覚せしむるに重きを置く。」

「ロ。国歌軍歌等を合唱することによって国民的精神と元氣とを作興し、又体操は…日本

民族の理想信仰を表現する所の寛博士創始の日本体操（やまとばたらき）を採用し、殊に武道、即ち直心影流法定の型を行ふことによって徹底的の精神の鍛錬陶冶に資せんとする。尚我においては禊と礼拝とを日々不可欠の行事として心身を清め、惟神の道を追ひ進むべく真心を喚び起すことに努める。」

「ハ、農場実習 青年は之によりまず以て農業経営に関する知識技能を実地について習得する訳であるが、農場実習の真の意義はそれよりも寧ろ職員生徒打揃ひ衣食住の資料生産のために汗を搾る所に在る。…人動もすれば労働を忌避し分配問題に没頭して他人に働かせ自分のみ楽をせんとし思潮漲らんとする時、我國民高等学校の同人は一心不乱国土開発に精進する。…農場そのものを日本魂、國民魂の鍛錬陶冶の道場となすものである。」<sup>(77)</sup>

なお、1935年6月この日本国民高等学校で開催された第一回全国農民道場指導者会議の論議の動向は、「農民道場」の事業＝修練のあり方を浮き彫りにするものであるが、『いばらぎ新聞』（1935.6.4.）はそれを次のように紹介している。

「分宿制合宿制、農家制農場制の問題については多くの意見が発表されたが結局次の如き田中総務課長あたりの意見が代表的であった。即ち、われらが修練道場の眼目は日本農民魂の鍛錬陶冶即ち皇国農民の確固たる理想信仰を与えることにあるに於て、勿論農業の知識技能や農家経営に対する応用的な能力を養ふことも閑却してはならぬが、徒に農家組織といふ形式に捕はれるべきではない。要は終始一貫死んでも皇国の為に歎をはなさないといふ腹がきまれば、後は農業に対する基本的にして而も時処位に応じて活用出来得る実力を修練することによって…。疲弊の極にある現下農村は真の土の農民の生れ出づることによってのみ更生の途をひらくことができる。」<sup>(78)</sup>

この記事と並んで、「日本国民高等学校の生徒数名の転向事件」が——同年春の「秋田県立青年修練農場盟休事件」、「愛知県碧南国民高等学校盟休事件」、「宮城県南郷国民高等学校閉鎖事件」とともに——同じ紙面を賑わわせている。修養生徒数名が同農民道場の指導方針に不満を抱き、付近の新興農場を訪ねて、そちらへ転向したい旨懇請したという事件である。彼らの言い分は、

「国民高校の農業経営指導方針は経済的基礎を無視した指導であり、我々が同校の経営方法を修得しても帰郷後実際に農業者として立っていけない。満州あたりの山の中でやる百姓であって、内地では到底成立たない農業経営である。一ヶ月18円の学費を納めた上、労賃は認めないし全く無茶な経営で学校は営利を目的とした事業のようで、何等生徒として益するところがない。先日学校で生産した苺売りに行ったが、生産費を聞かれても返事も出来なくて困った。」

というものであった。これについて、桜井は「創始日なほ浅き農民道場が早くもその内部矛盾によって自己破産症状を暴露している」と批判し、綱沢も、農民道場の「非合理性」を、「生徒にさえ見破られるような」水準のものだ、と酷評している<sup>(79)</sup>。

さて、ここで、本稿の目下の論点として以前に掲げておいた課題、即ち、

- ① 「老農」たちにおける「農本」の信条と（政府官僚や産業組合指導部の）「イズム」としての「農本」（「農本主義」）との根本的差異を、指摘すること、

に立ち帰って、その結論を提示することにしよう。それは、換言すれば、昭和恐慌期の「経済更生計画」や産業組合運動等を導いた「農本主義」は、「老農」たちのももとの「農本」の信条＝「報徳」の思想と比べて、どんな特徴を帯びているのか、という問いである。それに対す

る回答として、本稿は以下の三つの特徴を指摘する。

第一に、「農本主義」は、——農民、耕作や生産労働の主体が自らの周囲に見て取る、労働の対象としての世界の直接的・具体的な記述や表現でも、その種の労働過程への具体的な反省や工夫の直接的な言説でももはやなくて——、農業＝農村を取り込んで展開していく、資本主義経済体制の下で、そのメカニズムに適応し得ず、都市の工業資本の収奪にさらされて、ますます不利な立場へと転落して行くという、殆ど必然的な成り行きに直面して途方に暮れる…農民たちの鬱積していく不安・不満に対して、要するに、彼らのルサンチマンを慰撫するために、彼らの不利で困難な状況が背負っている〈神聖で〉〈道徳的な〉な意義を指摘して、夢と希望を語って聴かせるものである、という役割・機能をもっている。

第二に、したがって、「農本主義」は、——耕作労働＝直接的生産過程で農民が直面するに至る諸問題の認識とそれへの取組み、その直接的改善をめぐる言説ではもはやなくて——、或る特定の政策を要求しつつ、政治集団＝圧力団体と化するに至った農民大衆を、政治的操作の対象として、中央政府権力がそれに向かって語りかけ・提案する、一種の「政策」…という形態を、その根本的な構造として前提している言説である。

第三に、「農本主義」は、その構成要素・内容において、——耕作労働主体＝農民が日常的に見て、触れる、その具体的な状況＝生活世界に関わる、現実的な知識、知恵、技術、経験、信仰というような、彼らにとって具体的な意味内容を持つものではもはやなくて——、農民の生活世界、農村から遠く離れて、政治の舞台＝都会で、そこに注目している農民大衆に向かって、観念的に構築され演出されるフィクション(虚構)：物語：イデオロギーとしての基本的性格を帯びている言説である。

昭和恐慌の動揺する社会情勢の下、全国的に一般化していく小作争議の風潮と政治諸過程への参加の一般的経験を背景として、農民は、もはや〈統治〉や〈教化・啓蒙〉の単なる対象としての地位を脱却して、組織的に結集した大衆として、巨大な政治勢力として登場するに至るが、そうした農民大衆の、鬱積していく不安・不満を慰撫するに足るフィクション(虚構)を観念的に構成したもとの性格を、「農本主義」は本質としているわけである。そして、「農本主義」のまさにこのような根本的な傾向・構造がいよいよ深まって急進化し、その空想性を昂進させていくと、それは例えば既に見た「農民道場」の思想から、さらには権藤や橘等に見られるような、右翼・国粹主義的な「農本主義」の思潮へと旋回していくことになる。

この論点が確認されたとすれば、本稿が次に取組むべき問題は、勿論、

- ② 昭和恐慌期、地方末端の農村において、「農本主義」に基づく「経済更生計画」と産業組合活動に、耕作農民たちがともかくも惹かれて、それに参加していくことになった、その特殊な事情は一体何か、

という問題である。この問題については、本稿でも、既に部分的に多様な仕方で考察してきたわけであるが、ここではそれらの考察をまとめて、その基本的な枠組みを提示することが結局課題となる。この問題は、大きく分けて二通りの方向から考えることができる。

それは、第一に、農民組合諸派の指導下に闘われた小作争議＝農民運動が、結局、ムラの耕作農民たちを惹きつけ参加させるような仕方で展開し得ず、彼らの鬱積する不安と不満のエネルギーを吸収して解き放つことができなかつたこと、である。勿論、小作争議＝農民運動が大恐慌の打撃と破綻の下にある各地農村において、各層農民の全体としての支持と参加を得て村政の大勢となることなく、結局膠着状態のうちで分裂し敗退していくことになった、その理由

としてまず挙げなければならないのは、政府・官憲の総力を挙げての徹底した運動の弾圧・封じ込めの政策である。しかし、それがすべてでは決してない。むしろ重大な問題は、既述の通り、運動・争議の指導者たちの（時下の農業と農村をめぐる）状況認識の視野の狭隘さにある。もっと具体化して言えば、それは、農業経営、ひいては農村財政の根本的破綻という全体的事態、あるいはそれを復興する方途やその諸条件についての見通しも関心もなく、農民組合指導部が、専ら自らの〈小作〉的利害関係やその諸条件の直接的改善のみに固執したために、争議を膠着状態に陥れ、ムラ＝部落の全体を対立・混乱の状態のままに放置しておく結果となり、結局そうした争議・運動への耕作地主・自作農等中農層を中心とした疲労感と厭戦気分がムラ＝部落を支配することを許してしまったこと、である。そうした大局的な状況認識の欠如はまた、争議・運動の戦術をめぐる組合指導部の相次ぐ内部分裂を招いて、運動の停滞と内部からの瓦解をもたらすことにもなった。

それに対して、第二に、「経済更生計画」や産業組合運動を動機づける基本的な意識態度としての「農本主義」が帯びることになった、（ムラの耕作農民にとっての）一定の魅力を指摘せねばならない。なるほど、「農本主義」はもともと、農村恐慌の経済的破綻の渦中、疲弊の極にあって、政治的大衆と化しつつある耕作農民たちの、やり場のない不安や不満を慰撫・慰安するためのフィクション・神話であって、（帝国主義段階の資本主義体制の再構成を意図する）政府権力と支配階層の一個の戦略的・政治的なイデオロギーであるが、それにもかかわらず、それは、

a.) 耕作農民たちの「自力更生」を呼びかけ、その「自発性への依存・喚起」をその基本的構成部分として包含しているものであり、

b.) 且つまた、（そうした「自発性の喚起」が、ことばの上だけの単なる策略に止まることなく）ムラ＝部落（常会）とその内部の「自発的な協同組織」とを、法制度として新たに承認し、その事態処理能力を重視して、それを「更生計画」実行の「基本単位細胞」＝末端実行機関と見なして、「更生」運動に組み込もうとするものであった、という点で、

ムラ＝部落の耕作農民たちに向かって、政府（農林省、内務省）の従来の政策の基本的転換を直接に訴えることのできるものであったし、また、「中堅人物」を中心とするムラの耕作農民＝中農層の「自力更生」の努力を具体的に意味づけて、励まし慰撫することのできるものであった。換言すれば、「農本主義」は、ムラの耕作農民たちが自らの政治的な力に気づいて、政治的大衆として出現しつつあるということ、即ち大衆社会的な状況の地方農村への一般化という事態を考慮に入れて前提しているのであって、彼らのそうした生活意識や問題関心に直接に対応し、それに働きかけることを方法上一貫して追求しようとしたものであった。それ故に、「農本主義」は、単なる懐古的幻想に終るのではなくて、現実の（経済破綻のどん底にあって、不満を昂じさせていく農民たちの）動向に対して、一定の説得力を持つことができたのである。

### (3) 「農村経済更生運動」の一環としての郷土教育運動

——郷土教育運動は、近代学校教育に如何なる意味の現代的転換をもたらしたか——

明治期以来、中央政府（文教政策・教育行政当局）は、終始一貫して、農村（ムラ＝部落）の人々を、伝統的因習と迷信に囚われて生活している者であって、それ故に単なる〈統治〉の素材、〈啓蒙・教化〉の対象に過ぎないものとして取り扱ってきた。そして、中央政府・教育行政当局の、そうした〈啓蒙・教化〉の装置・機関として、ムラ人の子弟に働きかけるとともに、

彼らのうちから〈人材〉を見出して、ムラから中央へと吸い上げる吸引管として、一貫して稼動してきたところのものが、「近代学校(教育)」である。もともと「教刷術」didaco-graphiaの〈精密機械装置〉として構想された「学校(教育)」<sup>(80)</sup>は、その本質において中央集権的で、啓蒙主義的な性格のものである。そして、欧米列強諸国を追って「近代化」路線を辿り始めたわが国においては、当然、「近代学校」のそうした性質と機能はより一層露骨な形で現出することとなった。明治初期の学校制度創設以来、学校の財政を主として担ってきたのは「行政村」(民)であった(「義務教育費」は町村予算の4-5割に達する<sup>(81)</sup>)が、そのためにまた、学校行政は「町村制」をめぐる政府の地方統治政策のうちに取り込まれて、それに従属するものとして遂行された。ムラ=部落の伝統的な存在と諸機能を否定して、それらを財政規模のより大きな・安定した「行政村」へと統合しようとする、政府の地方統治政策は、ムラ=部落ごとに作り出された学校を否認し廃止し、村立の学校へと統合して、この学校の教育活動を通じて個々のムラ人たちの「村民」意識、ひいては「国(公)民」意識を啓蒙しようとする。ムラの(共同労働や生活互助と結びついた)鎮守の祭りや習俗としての日常的慣行は、国家機関としての学校の年間暦やその教育原理と対立して、その円滑な展開を妨害するものとして、野蠻視されて抑圧される。また、その一方で、「学校」は、ムラの現実の生活、耕作労働と生活互助の伝統とはさしあたり無縁な一般の知識を子弟に伝授しつつ、一定の(工業)労働力と有能な人材とを選別して吸い上げ、引き抜いていく。だから、「学校」は、ムラの人々から見ると、都会=中央政府から各地のムラ々々に向かって張りめぐらされた吸血管の末端として働いている装置なのであって、それ故にまた、専らこうした「村を捨てる学力」を持ち込む「学校」という機関の「厭農」的性格に、ムラ人たちは一貫して警戒の眼を向けて、敬遠してきた<sup>(82)</sup>。

さて、「学校(教育)」をめぐる事態のこうした伝統的なあり方の根本的な転換と再編を必至としたのが、昭和初期、1930年前後の「農村社会における大正デモクラシー状況」(中村政則、西田美昭)または「昭和デモクラシー」(安藤良雄)の状況である<sup>(83)</sup>。このように「デモクラシー」と呼ばれる状況を根本的に特徴づけるものは、社会問題や政治的できごとの展開の過程に労働者と農民が組織的規模で広範に参加して、その帰趨に重大な影響を及ぼすに至ったということである。こうした「デモクラシー」状況の出現は、第一次大戦後の不況の下での労働争議等の労働運動の高まりや農村における小作争議の第一次高揚として始まるが、「普選」運動を核とした「民本主義」的政治運動の全国的展開(その成果としての「男子普通選挙権」の成立)の経験を経て、金融恐慌や農村恐慌の相次ぐ打撃の危機の下で、労働争議・小作争議の再度の激増と激化、労働者組織や農民組織、さらには無産政党の運動の全国的展開、地主制や帝国主義的資本主義を公然と批判する社会主義思想の普及、議会、特に地方議会での民衆の代表の進出等の形をとって、わが社会を支配する新たな現象となるに至った。社会の下層・底辺の民衆、労働者や小作農たちが権力の前に立ちすくんで緘黙することをもはや止めて、自分たちの組織に結集しつつ、自らの生活の実態に根ざした利害を臆することなく主張し始めたわけである。彼らが今やエネルギーに充ちた政治的大衆として登場するに至ったのである。32年に開催された「臨時救農議会」と、そこで議決された「救農土木事業」・「経済更生計画」は、既述の如く、要するに急速に展開していくそのような農民大衆の運動を受けとめて慰撫しつつ、それを体制支持的な「自力更生」運動へと誘導し繋ぎ止めようとするものであった。

ところで、そうした「デモクラシー」状況下、政府(農林省・内務省)の「経済更生」運動遂行の渦中であって、文部省の文教政策と農村の学校・教師とは具体的にどのような立場に置

かれていたのか、また、ムラ人に対する従来の基本的政策と意識態度を、どの点、如何なる意味で転換しようとしていたのか。これが本稿の最後の問題である。昭和恐慌下、農村・農家経済の破綻と（学校を取り囲む、各地のムラでの）小作争議の高まりの状況の下で、ムラ人たちは従来のような暗黙裡の無条件的な学校（教育）への支持の態度を極めて無遠慮に根底から撤回しつつあった。例えば、教師俸給の支払い停止、俸給減額、教師くかく首、児童の不登校・退学の増加、欠食児童の増大、同盟休校・登校拒否、学校の閉鎖・廃止等の事態が全国的に一般化していた<sup>(84)</sup>。教師の労働運動も勃興していた。「近代学校（教育）」は明かに存立の危機に直面していた。こうした危機に際して文部省がとった政策は三つの方向に大別される。第一に、ムラ人の上述のような教育費負担拒否、または負担軽減の要求に対して、教師の地位と生活を守り、現行の学校教育体制を維持するための施策がとられた。天皇の勅諭（1931.10.）を引き出して、無遠慮な負担拒否の動向を牽制し、教員給与・初任給を引き下げながらも、不払い給与の国庫補助金による立替払い（1932・市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法）、1932・訓令18号「学校給食実施ノ趣旨及ビ学校給食臨時施設方法ニ関スル件」等の措置がそれである。第二の方向は、教員（および学生）の労働組合運動の弾圧と思想統制の強化である。1930・小学校教員連盟（東京）への解散命令・処分、1933・新興教育運動（長野）弾圧（2・4事件）、および1932・国民精神文化研究所設置、1933・各県に思想問題研究会設置、1934・文部省思想局設置の動きがそれに当たる。

そして、「経済更生運動」との関連の観点から最も注目されるのが（第三に）諸教科の教授過程を「郷土化」する施策である。ここに「郷土化」というのは、（現行の教育課程の体系の根本的な変更——即ち「郷土科」の特設と諸教科の再編・統合——は行わないが）、各学校が諸教科の具体的な教授内容・教授過程に各地固有の「郷土」色を盛るべく工夫するよう指導し援助するという、文部省の新たな政策であって、それによって学校＝教師がムラ人たちの「自力更生」運動に参加してその一翼を担うことのできる途を切り拓こうとするものである。この種の政策をとるに至ったのは、勿論、文部省が上述の如き状況下で従来の学校の教育体制、特に教育内容＝教育課程の行き詰まり・欠陥を痛感せざるを得なかったからである。諸教科の教授内容（結局は教育課程）が全国「画一」で「形式」に流れ、ムラ人の生活現実や時代の動向から遊離して抽象的なものとなってしまっていること、しかしそれは「地方ノ実情ニ即シ」、「国民ノ實際生活ニ適切」なものでなければならぬことは、この時期、文部大臣・鳩山一郎や普通学務局長・武部欣一ら、文部省首脳部も繰返し「訓示」している<sup>(85)</sup>。そこには、政府権力を背景とした、中央集権的な啓蒙・教化という従来の行き方に対する——教育界、農民と農村産業界、識者等の広範な世論の批判を浴びるに至った結果としての——躊躇と反省が見出されるとともに、「基本的な郷土（自然村）」に根ざした教師とムラ人たちの自発的な学校（教育）復興の努力への期待と依存を見てとることができる。そして、この方向で文部省が着手した政策としては、以下のものを挙げることができる<sup>(86)</sup>。

- ・ 1927 学校調査：「特設郷土教授を実施しているかどうか」、実施。
- ・ 1929 全国教育大会にて、文部省諮問教育改革答申案・「7. 郷土館又は郷土室を設置し、郷土の産業その他の推移を知らしむること」を提示。
- ・ 1930 全国師範学校に「郷土研究設備施設費」、全額11万円、各校1,810円を交付。
- ・ 1931 「師範学校規程」改正。「第14条:地理教授要旨」に「地方研究ヲ課シテ地方ノ風土ニ関スル沿革及情勢ヲ理解セシメ且教授法ヲ授クヘシ」の項を付加。

- ・ 1932 学務部長会議で、農村「更生」と「精神作興」のための「教育要項」を指示。
- ・ 文部省主催「郷土教育研究協議会」、「郷土教育講習会」を全国各地で毎年開催し、地方研究者と現場教師、教師たち相互間の意見・情報の交換を促進す。

このように、文部省は、各学校で諸教科の教授内容や教授過程を「郷土化」することを容認しただけでなく、それを積極的に奨励しているが、しかし、従来の教育課程を全体として再編して「郷土科」を特設するという、根本的な政策転換へと乗り出すことは、(現場教師を初めとする教育界全体の一貫した強い期待や要求にもかかわらず) ついになかった。そして、1933年以降になると、郷土教育連盟の活動へのそれまでの積極的な参加・支援を抑制するようになり、それから疎遠になっていく。それに対応して、また、郷土教育運動の各地の拠点校の校長や活動家教師たちが各県学務当局によって転任させられる事態が相次ぐに至り、各学校の郷土教育運動が狭隘な「国体主義」の精神主義的教育運動にとって代わられることになる<sup>(87)</sup>。

教授過程の「郷土化」という、文部省の政策転換は、上述の通り極めて限定的で中途半端なものであったが、(恐慌下の窮乏と不安のどん底にある農村生活を目前にして、大正期以来の「自由教育運動も方法上の教育革新だけではもはやどうにもならないところまで」行きづまって、事態打開の新たな方向を模索していただけに)、それが「疲弊した農村の教育をたてなおす方途」として各地の学校＝教師たちに与えた衝撃は大きかった。一度「画一教育の打破、教育の実際化、地方化が公認のスローガンとして掲げられ」と、それは「ちょうど物の響きに応ずるように波及したのも無理からぬこと、今やほとんど日本全土を蔽う」状態となった<sup>(88)</sup>。

かくして郷土教育運動が全国各地で多様な形態の下に展開されることになるが、その全体を展望しつつ考察する際の便宜上、三つのものに大別することができる。第一の流れは、文部省・府県学務当局の指導の下に、師範学校および同付属小学校を中心として遂行された郷土教育運動である。師範学校付属小学校の郷土教育「計画」は、いずれの府県においても、「文部省が官許し奨励した、唯一の新教育」としての郷土教育のモデルと見なされて、刊行・公表されているが、それらは、大正自由教育の知見に基づいて体系化された説明理論と、十分に整理・整備された教材と、緻密で周到に構成された年間計画や授業案を特徴としている。しかし、それにもかかわらず、「郷土」としてのまとまりの把握のもとと困難な都市社会の環境下において、付属学校児童や家庭＝父母の教育関心の農村問題からの特殊なずれもあって、それらのプランは概して、「郷土」としての農村の現実(その諸条件と諸問題)への問題意識を焦点として、危機意識に根ざした具体的・実践的な郷土教育の構成をとるに至っておらず、一般的・常識的で、総花的・網羅的な内容上の構成となっている場合が多い。小田内通敏は、その種のを「郷土教育の美名の下に、屋上屋を架する教材の複雑化を事とする通弊」として批判し、師範学校の「郷土室の施設」の仕方を「農商学校」のそれと比較して、その郷土教育を、「生きた郷土をさきに観察し、研究してから、これをいかに教科を通じて利用するのではなく、教員室や教室の中で教科を通じての材料を郷土から拾ふとする処に根本的な錯誤がある。」と指摘している<sup>(89)</sup>。結局、付属小学校の郷土教育は、相変わらず学校内部の伝統的な教授＝学習活動の一過程として、その郷土の諸知識の児童による知的な習得を図ろうとするものであって、そこでは、学校外部の社会の現実の問題や諸条件に直に触れて働きかけるというような種類の活動、換言すれば、「郷土」＝ムラの人々の「自力更生」運動の一端に関わり、その或る部分を担って、その改善に資するというような種類の学習活動の方向は、初めから意図されてはいなかった、というべきである<sup>(90)</sup>。

郷土教育運動の第二の潮流として、郷土教育連盟を中心として推進された運動が指摘される。その活動のおよその動向は、機関誌（『郷土』、刀江書店、創刊、1930.11.一6号：『郷土科学』7—17号：『郷土教育』18—43号、1934.5.）を通じて知ることができる。連盟の郷土教育観は、全体として見れば、

「郷土の科学的分析（郷土科学の樹立）、そのもとでの郷土の総合的認識（郷土教育）及び、子どもの正しき発達環境としての整備などの方向で一致していた。したがって、当時広く展開されていた狭い郷土意識の育成や国家愛のみに追従するものは、〈連盟〉の批判の対象であった。」

と特徴づけることができるが、それは、連盟の運動を理論的に指導することに与った人々、特に「児童をとり巻く環境認識、いわば都市型の郷土論に近い、尾高（豊作）、赤井（米吉）、農村型の生産教育を重視する志垣（寛）、峰地（光重）、郷土会の地方（ジカタ）研究を基盤に微妙な立場をとりながら最終的に郷土の科学性を重視する小田内」といった人々の立場の混在の結果として成り立っていた<sup>(91)</sup>。『郷土教育』を軸とした連盟の郷土教育運動は、それが全国的な規模で各地の実践家教師たちを結集して、その意見や情報の交換の場となったこと、および、郷土・郷土科学・郷土教育等の概念を或る面で理論的に掘り下げて構築し、郷土教育の実践的方法に一定の新たな見通しを切り開いて寄与したこと…を考慮するならば、当然、郷土教育運動の展開におけるその貴重な役割、功績を認めなければならない。郷土の科学的な調査・研究の方法、世界と未来に向かって「開かれた郷土」観、児童の生活環境としての郷土の働きや意味の反省的認識、郷土教育の一般的なカリキュラムの構想（『郷土学習指導方案』）の提案、郷土教育の「究極的目的」としての「協同的自治社会の建設」という理論の確立等、理論的に見て、連盟の活動が切り開くに至った論点には、きわめて重大な意味を帯びているものが多い<sup>(92)</sup>。しかしながら、だからといって、連盟の運動こそが当時の郷土教育運動を名実ともに代表するもの、その主要部分を担っているものであると単純に結論してよいか。勿論否である。そこにはまた根本的な問題も見出される。連盟を中心として展開された郷土教育運動に付随する問題として既に指摘されてきたことは、連盟指導部の上述のような科学的で且つ理想主義的な郷土教育理論と地方農村の学校現場・教師の郷土教育への理解・関心が甚だしく乖離し、対立さえしていたということである。その乖離・対立を一層具体化して指摘すれば、それは、

- ① 中央指導部の「純粹郷土地理研究をはじめとし、教育の視点から程遠い学問研究への集中」と、農村の学校現場の教師たちの「児童の心的環境」としての郷土を重視した、「授業の改善というレベルでの期待」との乖離、
- ② 「協同的自治社会の建設」をめざして、「開かれた郷土」の立場からする連盟指導部の「理想主義的」で抽象的な郷土教育観と、生活の破綻と危機の現実の状況の下で伝統的・農本主義的な「閉じた郷土」観に立って、「土の範疇」と生産向上を専ら重視する、地方の公立小学校教師たちの農村型郷土教育観との対立、
- ③ 都市の郷土教育（連盟本部）と農村の郷土教育（地方農村部の教師たち）との間の相互交流の停滞、対立的認識、

として示すことができる<sup>(93)</sup>。連盟が1934年5月に「発展的解消」を遂げて、3年7ヶ月にわたるその活動の幕を閉じることになったのも、要するに、このような（連盟の活動にとっての）致命的な問題が顕在化するに至ったため、である。『郷土・郷土科学・郷土教育』を通覧すると、実際に、郷土の科学的な調査・研究の方法論や、欧米の地理学や地域研究の文献の翻訳や、社

会哲学的で「高踏」的な「協同的自治社会」論の解説等が誌面の圧倒的な部分を占めていて、地方農村部の学校現場での実践的試みの具体的な報告とそれをめぐる相互交流の動きは非常に僅かである。世界と未来とに向かって「開かれた郷土」=「協同的自治社会」の建設という、連盟の科学的・合理的で理想主義的な郷土教育運動の基本的立場から見ると、「農村から都市の経済勢力を排除し、農村独自の経済勢力を確立することを目標にして実行にうつした」、ムラ人たちの（自発的で・「部落共同体的」な）「自力更生=経済更生」運動の一環として意味づけられて遂行される、地方農村部の学校の郷土教育は、反動的な「閉じた郷土観」に基づく活動と目されて批判されることになる。地方農村でのその種の郷土教育の実践の努力とそれを支える農本主義の立場に対して、連盟本部は一貫して批判と啓蒙・教化の指導態度を取り続けている。地方の農村の、破綻した生活のどん底で自らの自発的な行動（「自力」）の意味によりやく目覚めていく農民たちの「経済更生」の努力と、それを支援する教師たちの模索の試みとは、ついに連盟本部によって正当に評価され、具体的な理論的・実践的支持を与えられることなく、徒にすれ違ってしまふこととなった。農村部の郷土教育運動に対して具体的で有効な指導や援助をなし得ない、連盟の（科学的で理想主義的ではあるが、極めて抽象的な）理論活動からは、やがて文部省・農林省の関係者も手を引いて疎遠となり、かくして結局、連盟指導部の活動は全国各地の模索の試みを結集するものではなくって、孤立していくが、さらに指導部内での理論的立場の相違が顕在化するに及んで、その活動は組織的に解消して行くこととなる。

郷土教育運動の第三の潮流は、各地の地方農村で「自力更生」運動に組み込まれ、その一端を担って、教育の郷土化をそれぞれ模索している学校=教師たちの活動である。この種の、郷土の調査・研究とそれに基づく教育の郷土化の運動はいずれも、各地の農本主義的（「割拠的」）な伝統的意識に多かれ少なかれ彩られているが、それはさらに（小田内が指摘しているように）二種類のものに大別することができる。一つは「伝統的の方向」であり、もう一つは「より新たな展開への動向」である。前者の方向は、「回顧的」、「骨董的」、「道楽的」な郷土の見方であって、諸教科の知識の「分科的割拠」の伝統にしたがって、郷土誌の「各項目に就きて網羅的にまた百科辞書的に調査し記述する事を常とし」、その調査結果をそのまま陳列、放置して、新たな「郷土認識」へと解釈し統合しないために、それが学校の教育の「郷土化」（「地方化實際化」）や郷土の「生活の改造」に活かされず、結局「空理空論」に終るものである<sup>(94)</sup>。この種の実践は、当然「日本古来の精神に回帰し」ようとする「精神主義」への強い傾向を帯びることになる<sup>(95)</sup>。この種の「伝統的の方向」が各地農村で展開された郷土教育の一般的な趨勢であった（「本を手を薪を背負う少年二宮尊徳のプロンズ立像が飛ぶように売れた」）が、勿論この傾向の運動は単なる「空論」として終ってしまったわけでは決していない。ムラ人たちの生活意識の根底を成していた「農本主義」の思想・心情を学校がその教育の過程に（曲りなりにも）採り入れたことは、結局、学校=教師たちとムラ人とを近づけ合い、その相互理解を容易にし、相互依存の関係を成り立たせることに寄与した、と考えられる。一方、後者、「より新たな展開への動向」は、「経済生活社会生活」に主として注目して、児童の実際の「生活環境」としての郷土、即ち「特定の人口と親和的關係にある特定地域」の発展過程を教師と児童とで調査・記述し、その種の「科学的認識」に基づいて「有機体としての地域的連帯観念」を形成しつつ、郷土の「町村の問題を考えてゆく」こと、ひいては「郷土の改造」、即ち「自力更生」運動に学校=教師・児童も参加して、その一端を担おうとするものである。この種の郷土教育運動が繰り広げるに至った具体的な活動の事例を列挙して指摘すれば、それには次のようなものがある<sup>(97)</sup>。

- ① 農業経営状態や産業発展の方向等、農業を中心とした産業計画策定の基礎となる「郷土調査」の実施（滋賀県蒲生郡島尋常高等小学校、香川県綾歌郡陶尋常高等小学校）
- ② （補習学校、青年団、さらには農会と協力して）促成蔬菜栽培、果樹園を茶園に転換するための試作研究、作物の品種改良、有畜農業等、農業技術改良をめざした実践活動（高知県長岡郡大篠小学校、石川県鹿島郡高階尋常高等小学校、福岡県神興尋常高等小学校、岩手県稗貫郡大迫尋常高等小学校、千葉県小櫃尋常高等小学校、群馬県利根郡池田尋常高等小学校）
- ③ 学校（学級）農業実習田・畑および学校畜舎の経営（福井県小山小学校、岐阜県恵那郡巖谷尋常高等小学校、栃木県安蘇郡三好尋常高等小学校）
- ④ 児童農会の結成と、児童農会経営方針——多角形農業経営法や合理的農業経営の調査研究、農事改良の研究、社会奉仕事業の実施——の決定（岩手県閉伊郡花輪小学校）
- ⑤ 委託研究——副業養鶏、紫雲英跡地施肥法試験、湿田の施肥法研究、果樹栽培、百合栽培研究、等——（三重県阿山郡柘植村実業補習学校）
- ⑥ 「民衆講座」の開講による、地域住民の啓蒙活動（滋賀県島小学校）
- ⑦ 社会教育と学校教育を統合した農村教育運動、「全村学校」、「全村教育」の活動を通じて、産業組合への全戸加入、副業奨励と生活の合理化、「村郷土に立脚した善良有為の公民の養成」（福岡県下諸郡農村、島根県安濃郡富山村、山梨県北巨摩郡武川村、埼玉県入間郡東吾野尋常高等小学校）。

学校（教師と児童、生徒）の教育活動が村の「自力更生」運動と結びつき、その一端を担って、各地域に固有の教育＝学習活動を工夫しつつ繰り広げるに至る、この種の郷土教育の動向は、一方で、各家庭での手伝い・労働に暇のない児童・生徒に、さらに学校に登校してまで諸種の労働作業を課するものであって、彼らを疲労困憊の状態に陥れる仕業である…と繰返し批判されることにもなった<sup>(98)</sup>。だが、それにもかかわらず、それは——「伝統的方向」の教育「郷土化」の運動とも相俟って——少なくとも次のような二つの結果をもたらした。

第一に、文部省・教育行政当局の中央集権的な指図を初めて超えて、教師とムラ人との協同に基づく、（或る程度の、或る種の）自発的な学校の教育と経営——いわば、学校（教育）の「自力更生」——の試みが追求されるに至ったことである。このことが「郷土化」ということの意味であるが、それは要するに、学校の教育＝学習活動が、ムラ＝部落（およびその内部）の「自発的な協同組織」の日常普段の生活の諸過程と結びつき、そこでの生活・行動の様式をそれ自体一個の固有の文化、教育（人間形成）活動の資源と認めて、その働きを積極的に活用しようとする試みである。

そして、そのことによって、第二に、学校が行う教育＝学習活動が、ムラ人の日常普段の生活過程と直接に結びついて、働きかけ合うものとなり、かくして、学校教育が初めてムラ人の生活意識のうちに——子弟の人生の設計に際して念頭におくべき、不可欠の自明な一過程・段階として——受容されて、定着するに至ったことである。

さて、以上の考察を通じて、次のこと、即ち、昭和恐慌期の農村経済更生運動と結びついて（唯一の「官許の自由教育」として）始められた郷土教育運動が、明治初年以來のわが国の学校教育のあり方（教育内容とその方法）、専らムラの耕作農民の啓蒙・教化をめざす、中央集権的なあり方に一定の基本的変化をもたらして、それをムラの日常生活に直接根ざしたものへと

転換させるに至ったこと、そして、その意味で、それが戦後の教育改革の運動、特に各地で各々独自の「教育プラン」の実践を試みた、カリキュラム自主構成運動の先駆けとなるものであったということが示唆されたとすれば、本稿はその目的を達したことになる。

## 引用文献

- (1) 農村更生協会『農村更生読本』, 1936, p. 8. : 楠本雅弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成』, 第2集, I, 柏書房, 1988, p.396.
- (2) 農業発達史調査会編『日本農業発達史 8』, 中央公論社, 1956, pp.42-43.
- (3) 農林省「農山漁村経済更生計画実行督励方針」: 武田・楠本編『経済更生運動史資料集成』, 第1集, II, p.181. 『農村更生読本』: 同『資料集成』, 第2集, I, p.395.
- (4) 大江志乃夫「序章 課題と対象」: 大江編『日本ファシズムの形成と農村』, 校倉書房, 1978, p.15. 金原左門「家と村と国家のイデオロギー」: 歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史8 近代2』, 東京大学出版会, 1985, pp.299-304. 大石嘉一郎・西田美昭編『近代日本の行政村』, 日本経済評論社, pp.327-349.
- (5) 帝国農会『農村更生と中心人物』, 1935. 農林省経済更生部編『農村経済更生特別助成村における中心人物(上・下)』, 1935: 楠本編『資料集成』, 第1集, VI, 柏書房, 1985. 大門正克「名望家秩序の変貌——転形期における農村社会」: 『シリーズ日本近現代史 3 現代社会への転形』, 岩波書店, 1993, pp.92-96.
- (6) 中村政則『日本の歴史 29 労働者と農民』, 小学館, 1976, p.346. 中村政則「経済更生運動と農村統合——長野県小県郡浦里村の場合——」: 東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 1』, 東京大学出版会, 1978, pp.237-240.
- (7) 川口幸宏「昭和初期の郷土教育における〈生活〉観」: 川口松太郎他編『講座日本教育史 4 現代I・現代II』, 第一法規出版, 1984, p.24.
- (8) 「学務部長会議ニ於ケル鳩山文部大臣訓示要領(7.9.27.)」, 『文部時報』第429号, pp.5-6.
- (9) 後藤農相談話, 『帝国農会報』1933. 3. (小野征一郎「昭和恐慌と農村救済政策」: 安藤良雄編『日本経済政策史論 下』, 東京大学出版会, 1976, 所収, p.74.)
- (10) 前掲書, p.73.
- (11) 『日本農業発達史 8』, p.38.
- (12) 小野, 前掲論文, pp.74-75. 『日本農業発達史 8』, p.38.
- (13) 『日本農業発達史』, pp.36-38.
- (14) 前掲書, p.42.
- (15) 小野, 前掲論文, pp.78-79, 84.
- (16) 梶西・加藤・大島・大内『日本資本主義の没落 III』, 東京大学出版会, 1966, p.819.
- (17) 小野, 前掲論文, p.72. 中村政則「大恐慌と農村問題」: 『岩波講座日本歴史 19 近代 6』, 1976, p.180.
- (18) 『日本農業発達史 8』, p.41.
- (19) 小峰和夫「ファシズム体制下の村政担当層——日本ファシズムの農村における社会的基盤について」: 大江志乃夫編, 前掲書, pp.358-359.
- (20) 中村政則「大恐慌と農村問題」: 『岩波講座日本歴史 19 近代 6』, p.179.

- (21) 中村政則「経済更生運動と農村統合——長野県小県郡浦里村の場合——」：前掲書，p.225.
- (22) 「農林省訓令」，昭和7年10月，『経済更生運動史資料集成』第1集，II，p.154.
- (23) 網沢満昭『日本の農本主義』，紀伊国屋書店，1994，p.96.
- (24) 楫西・加藤・大島・大内，前掲書，p.819.
- (25) 『日本農業発達史 8』，pp.45-46.
- (26) 前掲書，pp.47-48.
- (27) 前掲書，p.49.
- (28) 前掲書，pp.49-50.
- (29) 小野，前掲論文，pp.80-85.
- (30) 森「農村の危機の進行」：歴研・日本史研編『講座日本歴史10 近代4』，p.154.
- (31) 森「戦時下農村構造変化」：『岩波講座日本歴史 20 近代7』，1976，p.333.
- (32) 前掲書，p.368.
- (33) 前掲書，p.336.
- (34) 前掲書，p.340.
- (35) 中村「大恐慌と農村問題」：『岩波講座日本歴史 19 近代 6』，p.179.
- (36) 中村「経済更生運動と農村統合」，前掲書，p.234，248.
- (37) 前掲書，pp.260-261.
- (38) 『村落社会研究』第21集，御茶ノ水書房，1985，p.29，39. 伊藤・大門・鈴木『戦間期の日本農村』，世界思想社，1988，pp.155-157.
- (39) 網沢，前掲書，p.95.
- (40) 前掲書，p.101.
- (41) 前掲書，p.106.
- (42) 前掲書，pp.107-108.
- (43) 前掲書，p.109.
- (44) 小野，前掲論文，p.84.
- (45) 『日本農業発達史 8』，p.49.
- (46) 網沢，前掲書，p.108，96. 『日本農業発達史 8』，p.47.
- (47) 小田内通敏『日本郷土学』，日本評論社，1940，p.161.
- (48) 『日本農業発達史 8』，p.49.
- (49) 網沢，前掲書，p.114，112.
- (50) 前掲書，p.95.
- (51) 前掲書，pp.52-53.
- (52) 桜井武雄『日本農本主義』，1935，復刊：青史社，p.13.
- (53) 網沢，前掲書，p.40.
- (54) 前掲書，p.40.
- (55) 前掲書，p.49.
- (56) 『農山漁村経済更生運動史資料集成』第1集，II，p.217. 『日本経済政策史論 下』，p.82.
- (57) 桜井，前掲書，pp.276-279，271.
- (58) 網沢，前掲書，p.25.
- (59) 『思想』，1948.10.
- (60) 『二宮翁夜話』，岩波文庫，1933，pp.24-25，23-24，114.

- (61) 前掲書, p.21.
- (62) 前掲書, p.131.
- (63) 前掲書, p.135.
- (64) 桜井, 前掲書, p.210.
- (65) 網沢, 前掲書, p.68-69, 66-67.
- (66) 「産業組合拡充五ヶ年計画」: 『産業組合発達史』第四卷(網沢, 前掲書, p.109.)
- (67) 網沢, 前掲書, p.87, 84. (68) 前掲書, p.112.
- (69) 桜井, 前掲書, pp.97-98.
- (70) 『農山漁村経済更生運動史資料集成』第1集, II, pp.204-205.
- (71) 大門「農村社会構造分析」, 前掲書, p.155.
- (72) 「第二回農村経済更生中央委員会要録」: 『経済更生運動史資料集成』第1集, II, p.236.
- (73) 「農山漁村経済更生計画樹立方針」, 1932.10: 『経済更生運動史資料集成』第1集, II, p.155.
- (74) 『産業組合発達史』第三卷(網沢, 前掲書, p.96.)
- (75) 『経済更生運動史資料集成』第2集, II, 同IV, 同I, 同III.
- (76) 前掲書, 第2集, IV, p.84. 勝田守一・中内敏夫『日本の学校』, 岩波新書, 1964, pp.202-203.
- (77) 『経済更生運動史資料集成』第2集, IV, p.34.
- (78) 桜井『日本農本主義』, p.122.
- (79) 桜井, 前掲書, pp.123-124. 網沢, 前掲書, pp.104-105.
- (80) J.A. コメニウス(鈴木秀勇訳)『大教授学 2』, 明治図書, 1980, pp.135-136.
- (81) 高橋敏「昭和不安期の地方復興運動と教育」: 『日本民衆教育史研究』, 未来社, 1978, pp.347-350. 大石嘉一郎「昭和恐慌と地方財政」: 『ファシズム期の国家と社会 1 昭和恐慌』, pp.95-96.
- (82) 東井義雄「村を育てる学力」: 『著作集 1』, 明治図書, 1972. 勝田・中内, 前掲書, pp.65-66.
- (83) 中村「経済更生運動と農村統合」, 前掲書, p.200. 西田「各段階における中農層の役割」: 西田編『昭和恐慌下の農村社会運動』, 御茶の水書房, 1978, p.743. 安藤「昭和デモクラシーとその崩壊」: 『国民の歴史22 昭和史の開幕』, 文英堂, 1970, p.95.
- (84) 「文部省訓令第18号(7.9.7.) 学校給食臨時施設方法」: 『文部時報427号』, pp.2-3. 「学務部長会議ニ於ケル鳩山文部大臣訓示要領」: 同上, pp.3-6. 「師範学校長会議ニ於ケル鳩山文部大臣訓示要領」: 『文部時報429号』, pp.3-6. 碓井茂「郷土教育当面の根本問題——主として農村における」: 『郷土教育』第21号, 1932.7. 高橋, 前掲書, pp.351-362.
- (85) 武部欣一「郷土教育の本義」: 『郷土教育』第20号, 刀江書店, 1932, pp.1-5. (名著編纂会, 1989.) 「全国小学校長会議ニ於ケル鳩山文部大臣訓示要領(7.11.24.)」: 『文部時報』第435号, pp.3-5.
- (86) 坂井俊樹「郷土教育連盟の活動と教育実践」: 『郷土教育』, 別巻2, 名著編纂会, 1989, p.50. 『文部時報』, 第369号(1931.1.21.), p.2. 『日本農業発達史 8』, pp.42-43. 上越教育大学学校教育学部附属小学校『わが校八十年の教育史』, 東京法令出版, 1981, pp.83-84.
- (87) 海老原治善「郷土教育とはなにか」: 『郷土教育 別巻2』, pp.43-45.
- (88) 海老原, 前掲論文, pp.2-3. 真野常雄『郷土教育の実際的研究』, 東洋図書, 1931, p.14.
- (89) 小田内『郷土教育運動』, 郷土教育連盟, 1932(名著編纂会, 1989), p.135, 228-229.

- (90) 高田師範学校付属小学校『吾が校における郷土教育』(未刊)：『わが校八十年の教育史』, 東京法令出版, 1981, pp.55-112.
- (91) 坂井, 前掲論文, p.57, 64.
- (92) 坂井, 前掲論文, pp.61-64. 郷土教育連盟『郷土学習指導方案』, 刀江書店, 1932(名著編纂会『郷土教育 別巻1』, 1989.) 尾高豊作「新興教育に於ける学校の地位」：『郷土』第5, 6号。小田内通敏「郷土研究の本質と其の認識」：『郷土科学』第8号。尾高「学校の社会的反省」：『郷土教育』第20号。尾高「郷土と学校—その分離から融合へ」：『郷土教育』第21号。
- (93) 坂井, 前掲論文, pp.61-62, 63-64, 65-68. 海老原, 前掲論文, pp.38-40.
- (94) 小田内『郷土教育運動』(刀江書店, 1932.)：『郷土教育 別巻1』, p.179, 71-72, 196, 195-198.
- (95) 佐賀県学務部学務課編『佐賀県郷土教育資料集』, 1935. 高橋『日本民衆教育史研究』, pp.383-387, (静岡県周智郡水窪町尋常小学校)。
- (96) 小田内, 前掲書, p.179, 182-183, 154, 70, 197.
- (97) 滋賀県島尋常高等小学校——『郷土科学』7号, 1931, pp.96-97. (栗下希久路「島小学校の郷土教育の実際」) 梅根・海老原・中野『資料日本教育実践史2』, 三省堂, 1979, pp.511-515. 川口幸宏「昭和初期の郷土教育における〈生活〉観」：石川松太郎他編『講座日本教育史4 現代I・現代II』, 第一法規, 1984, pp.31-33. 佐藤隆「戦前・郷土教育連盟の活動の意義と限界—滋賀県島小学校の郷土教育実践の検討を通じて—」：都立大学教育学研究室『教育科学研究』7号, p.39.
- 香川県陶小学校——海老原, 前掲論文, pp.22-29. 『郷土教育』23号, 1932, pp.116-120 (太卷正一「我郷土教育の実際」). 同39号, 1934, pp.95-96. (太卷「更生に立つ陶の教育」)
- 高知県大篠小学校——『郷土教育』23号, pp.63-67. (門脇恒吉「郷土教育の社会的進出」)
- 石川県高階小学校——小原国芳『日本の新学校』, 玉川学園出版部, 1930, pp.167-184.
- 福岡県神興尋常高等小学校——小原, 前掲書, pp.353-370.
- 岩手県稗貫郡大迫尋常高等小学校——小原, 前掲書, pp.74-101.
- 千葉県小櫃尋常高等小学校——『文部時報』, 第537号, pp.84-93.
- 群馬県利根郡池田尋常高等小学校——『文部時報』, 第539号, pp.44-52.
- 福井県小山小学校——佐藤隆徳『農村教育原論』, 南光社, 1933, pp.232-241.
- 岐阜県恵那郡岐呂尋常高等小学校——小原, 前掲書, pp.211-246.
- 栃木県安蘇郡三好尋常高等小学校——『文部時報』, 第537号, pp.74-83.
- 岩手県閉伊郡花輪小学校——佐藤隆徳, 前掲書, pp.229-231.
- 三重県柘植村実業補習学校——長野長広『農村教育新論』, 同文書院, 1931, 増補, pp.23-37.
- 福岡県「全村学校」——川口, 前掲論文, 『講座教育史4』, pp.37-40.
- 島根県富山村「全村教育」——「全国優良更生農村経済更生計画及其ノ実行状況」(1937)：『経済更生運動史資料』, 第2集II, p.263.
- 山梨県武川村「全村学校」——同上(1936)：前掲書, p.68, 70.
- 埼玉県入間郡東吾野尋常高等小学校——『文部時報』, 539号, pp.53-60.
- (98) 高山一郎「農村教師の新しい途」：『生活学校』, 第二巻・10月号, 扶桑閣, 1936, pp.12-14.

## On a Historic Meaning of the Native Land Education Movement

Toshio KINEFUCHI\*

### ABSTRACT

The purpose of this study is to make clear a historic meaning of the Native Land Education Movement in the first half of 1930s in Japan. In this period, our society was faced with the crisis of the World Depression, and rural economy was struck a disastrous blow. National movement for the reconstruction of rural communities men called "Noson Keizai Kosei Undo". In this reconstruction movement, all sorts of the social framework and the ways of life was going to change profoundly in various fields of social life.

The Native Land Education Movement formed a link in the chain of the program of "Keizai Kousei" movement. And, this Education Movement aimed at a sort of reconstruction in the framework of school system which continued to be from the beginning of Meiji era. What parts of the framework did it succeed to change, and what a historic meaning did such changes have on—these problems, in short, are thema to be studied in this paper.

---

\* Division of Foundations